

## はじめに



新座市長 須田 健治

私たちは現在、経済の発展と科学技術の進展により、豊かで文化的な日常生活を享受しております。しかしながら、その反面において、森林の減少や地球温暖化など、世界的規模で対応しなければならない大きな課題も発生しています。国内においても、豊かで便利な生活の副産物として、廃棄物量の増加、最終処分場の残余容量のひっ迫や不法投棄の増加等の様々な問題が発生し、課題となっています。

このため、国においては、「循環型社会形成推進基本法」を始め、循環型社会形成の推進に向けた関連法の制定・改正を行い、循環型社会の実現に向けた取り組みを進めています。

こうした状況の中、新座市では、平成15年3月に「全国一ごみの少ない市」を目指し、「新座市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努めることにより、循環型社会の実現を目指して、「ごみを出さない、出ってしまったらリサイクルへ」のスローガンの下、ごみ半減運動を始めとする各施策を推進してまいりました。

その結果、市民一人当たりのごみ排出量は、埼玉県下最低となっており、日頃の市民の皆様の御協力に心から厚く御礼申し上げます。

今後、更なるごみの減量化、再資源化を図り、市民・事業者・市が協働、連携し持続可能な循環型社会を形成するため、この度平成33年度を目標年度とする「第2次新座市一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。本計画は、長期的・総合的視点に立って計画的な廃棄物の処理を推進していくための基本方針となるものであり、廃棄物の排出抑制及び廃棄物の発生から最終処分に至るまでの、廃棄物の適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めたものです。

今後も本計画に基づきまして、市民・事業者の皆様とともに更なる廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用のための創意工夫を重ね、廃棄物の適正処理を進めてまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、この計画の策定にあたり、多大なる御尽力を賜りました「新座市一般廃棄物処理基本計画策定委員会」委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をいただきました市民、関係者の皆様方に心から感謝申し上げます。

平成24年3月

新座市長 須田 健治

# 目 次

## 第 1 編 計画策定に当たって

|                            |   |
|----------------------------|---|
| <b>第 1 章 計画策定の趣旨</b> ..... | 1 |
| 第 1 節 目的と背景 .....          | 1 |
| 第 2 節 他の法令及び計画との関連 .....   | 3 |
| 第 3 節 計画対象区域 .....         | 4 |
| 第 4 節 計画の対象廃棄物 .....       | 4 |
| 第 5 節 計画の期間 .....          | 4 |
| <b>第 2 章 新座市の概要</b> .....  | 5 |
| 第 1 節 特性 .....             | 5 |
| 第 2 節 人口及び世帯の推移 .....      | 6 |
| 第 3 節 産業の動向 .....          | 7 |

## 第 2 編 ごみ処理基本計画

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| <b>第 1 章 ごみ処理・リサイクルの現状と課題</b> .....  | 11 |
| 第 1 節 ごみ処理の流れ .....                  | 11 |
| 第 2 節 分別排出の状況 .....                  | 12 |
| 第 3 節 ごみ・リサイクル資源の排出量（過去 10 年間） ..... | 16 |
| 第 4 節 減量化・再資源化の現状 .....              | 18 |
| 第 5 節 ごみ・リサイクル資源の収集・運搬 .....         | 22 |
| 第 6 節 中間処理施設 .....                   | 24 |
| 第 7 節 最終処分 .....                     | 26 |
| 第 8 節 ごみ処理に関する課題 .....               | 27 |
| <b>第 2 章 ごみ排出量の将来予測</b> .....        | 29 |
| 第 1 節 将来のごみ処理人口 .....                | 29 |
| 第 2 節 ごみ排出量の予測 .....                 | 30 |
| <b>第 3 章 ごみ処理基本計画</b> .....          | 43 |
| 第 1 節 基本理念 .....                     | 43 |
| 第 2 節 基本方針 .....                     | 43 |
| 第 3 節 ごみ減量化目標 .....                  | 44 |
| 第 4 節 ごみ減量化・再資源化の推進計画 .....          | 46 |

|     |                     |    |
|-----|---------------------|----|
| 第5節 | 市民・事業者・市の協力体制に関する目標 | 54 |
| 第6節 | 収集・運搬計画             | 61 |
| 第7節 | 中間処理計画              | 65 |
| 第8節 | 最終処分計画              | 69 |

### 第3編 生活排水処理計画

#### 第1章 生活排水処理

|     |                 |    |
|-----|-----------------|----|
| 第1節 | 生活排水に係る理念・目標    | 73 |
| 第2節 | 生活排水処理施設整備の基本方針 | 73 |

#### 第2章 生活排水の処理状況

|     |           |    |
|-----|-----------|----|
| 第1節 | 生活排水の処理主体 | 74 |
| 第2節 | 全般的な状況    | 74 |
| 第3節 | 処理形態別人口   | 76 |

#### 第3章 生活排水処理基本計画

|     |                 |    |
|-----|-----------------|----|
| 第1節 | 生活排水を処理する区域及び人口 | 77 |
| 第2節 | 施設整備計画          | 77 |
| 第3節 | 処理の目標           | 78 |

#### 第4章 くみ取り尿及び浄化槽汚泥の現状

|     |                          |    |
|-----|--------------------------|----|
| 第1節 | くみ取り尿及び浄化槽汚泥の処理人口・処理量    | 79 |
| 第2節 | くみ取り尿及び浄化槽汚泥の1人1日当たりの排出量 | 80 |
| 第3節 | 収集・運搬計画、中間処理計画、最終処分計画    | 80 |

#### 第5章 住民に対する広報・啓発活動

#### 資料

|   |                         |    |
|---|-------------------------|----|
| 1 | 第2次新座市一般廃棄物処理基本計画の策定経過  | 85 |
| 2 | 新座市一般廃棄物処理基本計画策定委員会委員名簿 | 87 |
| 3 | 新座市一般廃棄物処理基本計画策定委員会設置要綱 | 88 |
|   | 用語解説                    | 89 |

# 第 1 編 計画策定に当たって

# 第 1 章 計画策定の趣旨

## 第 1 節 目的と背景

### 1 一般廃棄物処理基本計画の目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき策定するものであり、第 4 次新座市基本構想総合振興計画及び第 2 次新座市環境基本計画との整合を図りつつ、平成 15 年 3 月に定めた第 1 次新座市一般廃棄物処理基本計画（計画期間：平成 14 年度～平成 23 年度）を見直し、本市における今後の一般廃棄物の処理における長期的・総合的な計画を定めるものです。

### 2 背景

国は、平成 12 年に「循環型社会形成推進基本法」を制定し、同法第 15 条の規定に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 15 年に「循環型社会形成推進基本計画」を策定し、平成 20 年にこの計画を見直し「第 2 次循環型社会形成推進基本計画」を策定しました。

本計画では、自治体には、地域単位での循環システムの構築等住民の生活に密着した基礎的な役割を果たすとともに、市民・事業者・市との協働や連携により循環型社会を形成するための施策を展開することが求められています。

また、循環型社会と低炭素社会・自然共生社会への取組の統合、地域循環圏の構築、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の技術とシステムの高度化といった取組の充実・強化の方針を示し、循環型社会の形成を一層推進しています。

本市は、平成 15 年 3 月に「新座市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会からごみの減量化・資源化等を推進する資源循環型社会へ向けた施策を展開してきました。市政運営に当たって最も基礎となる総合計画である「第 4 次新座市基本構想総合振興計画」では、だれもが住みやすいと感じ、愛着を持って住み続けたいと願う“理想のまち”を、「田舎」の心地よさと「都会」の便利さを兼ね備えた

ものであると定義付け、「連帯と協働で築く 雑木林とせせらぎのある 快適創造都市にいざ」を将来都市像として掲げています。

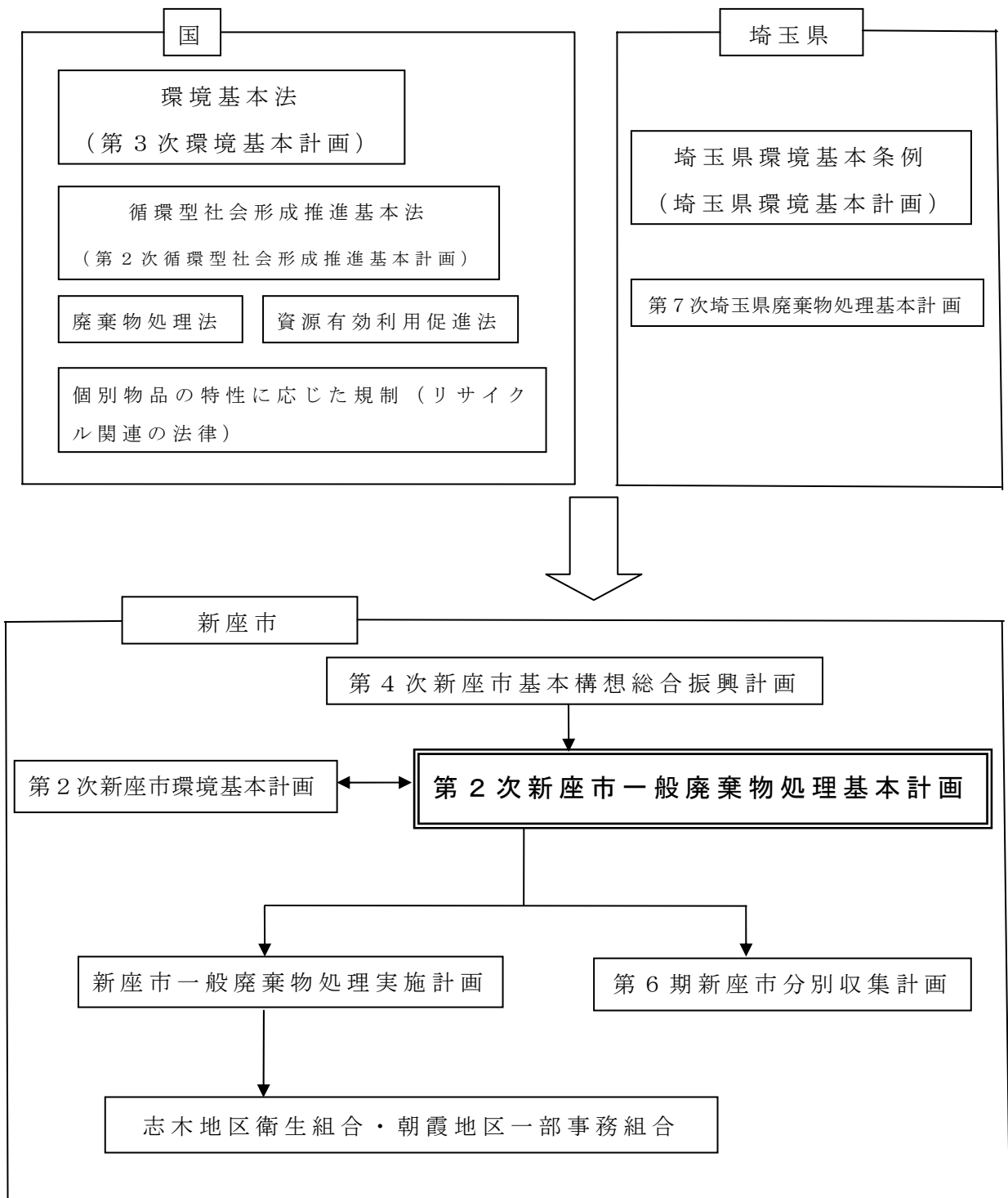
「第2次環境基本計画」では、首都近郊に在りながら水と緑に恵まれた本市の貴重な環境を守り育て、だれもが住んで良かったと思っただけのようなまちづくりを目指し、望ましい環境像として「みんなで築く 雑木林とせせらぎのある 住みよい環境のまち にいざ」を掲げ、「第2次新座市地球温暖化対策実行計画」では、本市が自らの事務・事業の実施に伴って排出する温室効果ガスの排出量を削減することにより、地球温暖化対策の推進を図ることを目的として、具体的な対策を実行しています。

そこで、今後想定される課題等を解決するために、第1次新座市一般廃棄物処理基本計画における循環型社会づくりに向けた成果を踏まえ、第4次新座市基本構想総合振興計画等との整合性を図りながら、第2次新座市一般廃棄物処理基本計画を策定することとしました。

## 第2節 他の法令及び計画との関連

本計画は、本市の最上位計画である第4次新座市基本構想総合振興計画を踏まえて、今後の循環型社会の実現に向けた廃棄物行政の方向性について示すもので、本市の一般廃棄物処理に関する最上位計画となるものです。

なお、本計画の実施のために必要な事業については、毎年度策定する新座市一般廃棄物処理実施計画において定めることとします。

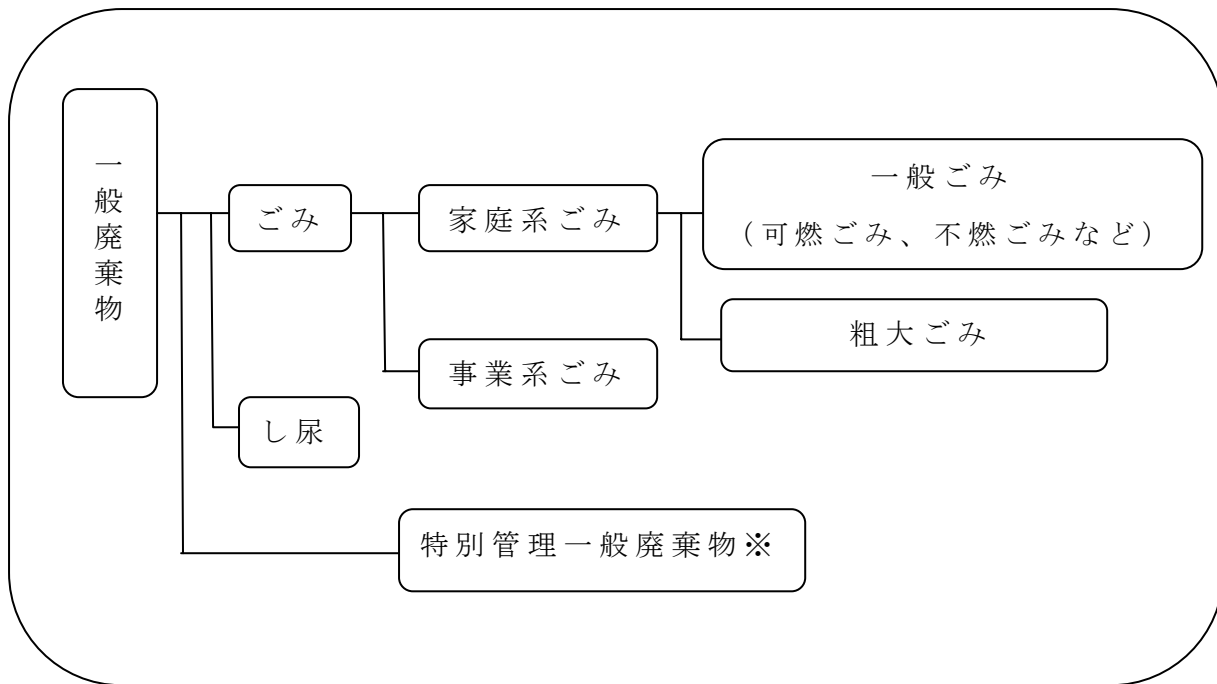


### 第3節 計画対象区域

本計画の処理区域は、本市全域とします。

### 第4節 計画の対象廃棄物

本計画が対象とする廃棄物は、次のとおりです。



※ 特別管理一般廃棄物とは、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する一般廃棄物をいう。

### 第5節 計画の期間

本計画は、平成24年度を初年度、平成33年度を目標年度とする10年間を計画期間とし、一般廃棄物処理の基本方針について策定するもので、社会情勢や計画の進捗状況により見直しを行うものとします。

計画期間 平成24年度 ～ 平成33年度



## 第2章 新座市の概要

### 第1節 特性

新座市は、埼玉県の最南端に在り、東京都心から約25km圏に位置し、東西約7km、南北約8km、総面積22.8km<sup>2</sup>を有しています。

市の北部には柳瀬川、南部には黒目川に沿った低地があり、その両河川に挟まれた中央部は野火止台地と呼ばれる高台となっています。

鉄道網としては、JR武蔵野線が市の中央を東西に、東武東上線が北端を、また、西武池袋線が南端をそれぞれ通っており、県央や都心へも交通至便の地にあります。

市制施行当時は、高度経済成長期にあったことから、北の東武東上線志木駅や南の西武池袋線ひばりヶ丘駅、東久留米駅、清瀬駅などを中心に、首都近郊のベッドタウンとして、急速な宅地化が進みました。これにより、市街地が南北及び周辺部から形成されることとなり、逆に市中央部に農地や自然が多く残るといった特徴的な都市構造を持つに至っています。

## 第2節 人口及び世帯の推移

新座市の人口は、平成23年は160,630人、世帯は68,470世帯で一世帯人員は約2.35人となっています。全国的な傾向と同様に少子化の傾向が続いており、65歳以上の人口割合は約20%を占めています。

表1 人口の推移

単位：人、%

| 区 分            |         | 平成15年   | 平成19年   | 平成23年   |
|----------------|---------|---------|---------|---------|
| 総人口            |         | 150,192 | 153,993 | 160,630 |
| 年齢別人口<br>(実数)  | 15歳未満   | 21,130  | 21,437  | 22,098  |
|                | 15～64歳  | 109,012 | 106,431 | 106,391 |
|                | 65歳以上   | 20,050  | 26,125  | 32,141  |
|                | うち75歳以上 | 6,381   | 8,454   | 11,740  |
| 年齢別人口<br>(構成比) | 15歳未満   | 14.1    | 13.9    | 13.8    |
|                | 15～64歳  | 72.6    | 69.1    | 66.2    |
|                | 65歳以上   | 13.3    | 17.0    | 20.0    |
|                | うち75歳以上 | 4.2     | 5.5     | 7.3     |

各年1月1日現在

※1 平成15年は、統計にいざ「人口調査結果報告」による実績値

※2 平成19年及び平成23年は、住民基本台帳人口と外国人登録人口の合計による実績値

表2 世帯の推移

単位：世帯、人/世帯

| 区 分    | 平成15年  | 平成19年  | 平成23年  |
|--------|--------|--------|--------|
| 世帯数    | 58,875 | 62,756 | 68,470 |
| 平均世帯人員 | 2.55   | 2.45   | 2.35   |

各年1月1日現在

※1 平成15年の世帯数は、統計にいざ「人口調査結果報告」による実績値

※2 平成19年及び平成23年の世帯数は、住民基本台帳人口と外国人登録人口の合計による実績値

※3 各年の平均世帯人員は、総人口を世帯数で割った値

### 第3節 産業の動向

新座市の商業については、大型店の進出により店舗面積、従業者数は増加傾向にあり、既存の地域小規模店舗は減少傾向にあります。工業については、従業者数規模では30人未満の小規模企業が大半を占めており、業種別では出版・印刷が最も多く、現在では、企業活動のグローバル化などにより工場の市外への移転も見受けられます。

表3 事業所数と従業者数

単位：人

| 商業の状況 |       |       | 工業の状況 |      |       |
|-------|-------|-------|-------|------|-------|
| 年次    | 商店数   | 従業者数  | 年次    | 事業者数 | 従業者数  |
| 平成9年  | 1,156 | 7,797 | 平成8年  | 353  | 9,355 |
| 平成11年 | 1,149 | 8,211 | 平成11年 | 353  | 9,128 |
| 平成14年 | 1,105 | 8,310 | 平成14年 | 297  | 6,948 |
| 平成16年 | 1,030 | 8,585 | 平成17年 | 310  | 6,778 |
| 平成19年 | 1,040 | 8,241 | 平成20年 | 283  | 6,759 |

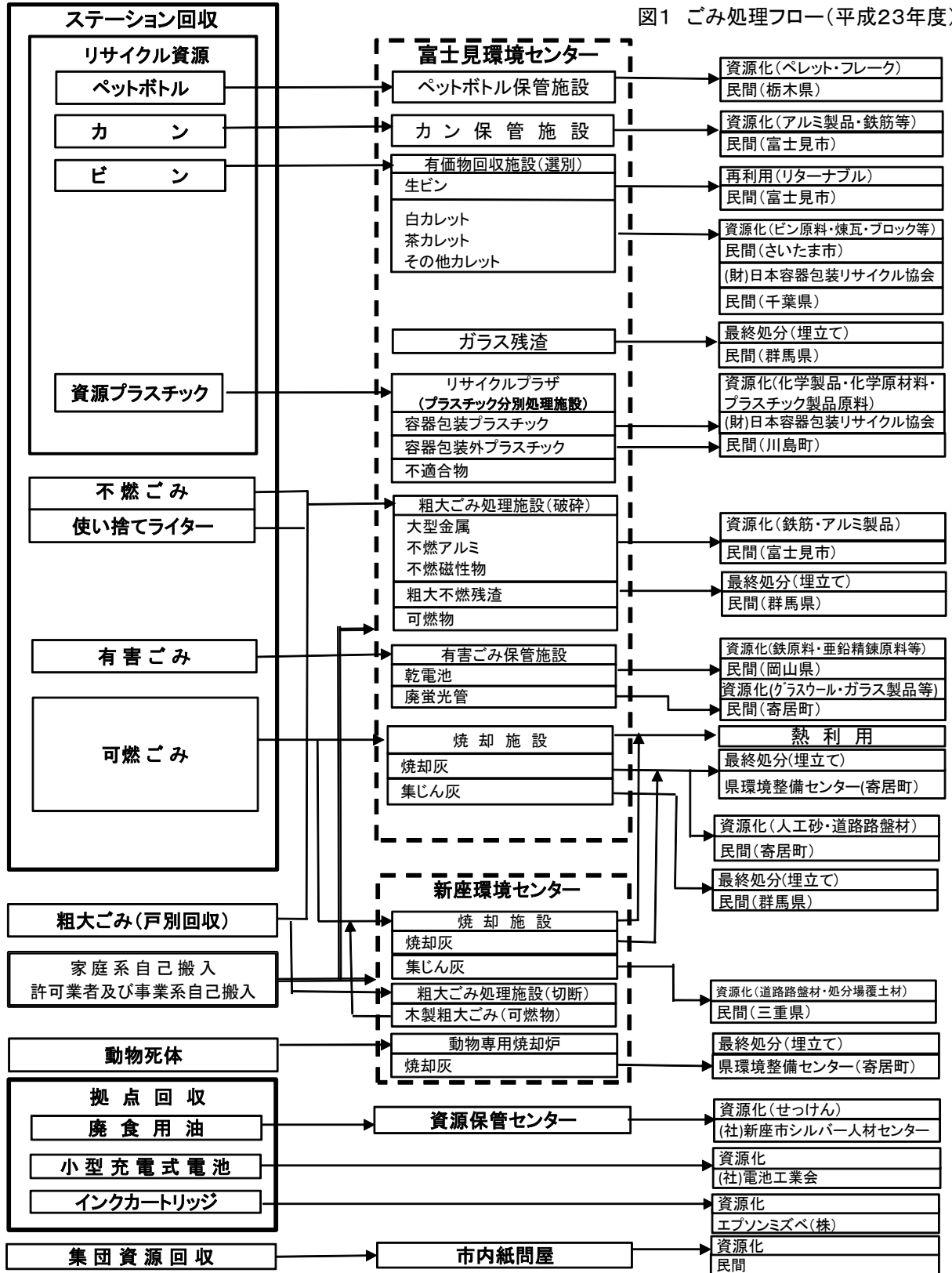
資料：商業統計調査（各年6月1日現在）、工業統計調査（各年12月31日現在）

## 第2編 ごみ処理基本計画

# 第1章 ごみ処理・リサイクルの現状と課題

## 第1節 ごみ処理の流れ

本市におけるごみの分別排出、収集・運搬、中間処理、最終処分及び資源化の状況は、図1のとおりとなっています。



## 第2節 分別排出の状況

本市におけるごみは、一般家庭の日常生活に伴って生じる「家庭系ごみ」と事業活動に伴って生じる「事業系ごみ」の2分類に大別され、集積所に出せるごみは「家庭系ごみ」のみとなっています。

### 1 家庭系ごみ

家庭系ごみについては、図2（新座市のごみ・リサイクル資源の分別方法）に示すとおり、5種15分別による分別収集を行っており、可燃ごみ（生ごみ等）は週2回、リサイクル資源（カン・ビン・ペットボトル・資源プラスチック・新聞・雑誌・段ボール・紙パック・布類）は週1回、不燃ごみ・有害ごみ（乾電池・使い捨てライター・蛍光灯など）は2週に1回集積所から収集を行っており、粗大ごみは窓口、電話又は電子申請による予約制にて戸別収集を行っています。

また、集積所の収集のほかに、小型充電式電池、廃食用油の拠点回収を公共施設等で行っており、平成23年4月からは、これまで不燃ごみとして排出されていたインクカートリッジについても公共施設等での拠点回収を開始しました。

さらに、引っ越しの際のように一時的に多量のごみが排出される場合には、通常収集が困難なため、志木市、新座市及び富士見市で構成する志木地区衛生組合が管理する環境センター（富士見環境センター・新座環境センター）に自ら持ち込むことができ、この場合の分別排出方法は集積所への方法と同じです。

図 2

**新座市のごみ・リサイクル資源の分別方法(5種15分別)**

| 種別      | 分別              | 主なもの                         | 出し方                      | 収集回数    |
|---------|-----------------|------------------------------|--------------------------|---------|
|         | 可燃ごみ            | 家庭の生ごみ・ゴム、革製品・発泡スチロール・木片 など  | 透明又は白色半透明の袋に入れて出す        | 週2回     |
| リサイクル資源 | カン              | 飲料用・缶詰 など                    | 水色のカゴに入れて出す              | 週1回     |
|         | ビン              | ドリンク剤・ビール瓶・スプレー缶 など          | 黄色のカゴに入れて出す              |         |
|         | ペットボトル          | 飲料・醤油・麺つゆ など                 | 青色のネットに入れて出す             |         |
|         | 資源プラスチック        | ビニール袋・卵のパック・プリンのカップ・洗面器 など   | 緑色のネットに入れて出す             |         |
|         | 新聞              | 新聞・折り込みチラシ のみ                | 区分ごとにひもで縛って出す            |         |
|         | 雑誌              | 雑誌・書籍・紙袋・文庫本・ノート など          |                          |         |
|         | 段ボール            | 段ボール のみ                      |                          |         |
|         | 紙パック            | 飲料用紙パック                      | 開いて10枚程度にまとめ、縛って出す       |         |
| 布類      | 衣類・毛布・タオル・シーツ   | 透明の袋に入れて出す                   |                          |         |
|         | 不燃ごみ            | せともの・金物・ビデオテープ・ヘルメット・アイロン など | カゴ、バケツ(カン、ビン用の併用可)に入れて出す | 2週1回    |
| 有害ごみ    | 乾電池             | 乾電池                          | 専用の赤色の容器に入れて出す           |         |
|         | 使い捨てライター        | 使い捨てライター                     | 専用の灰色の容器に入れて出す           |         |
|         | 蛍光灯など           | 蛍光灯・水銀体温計                    | 購入時のケース等に入れて出す           |         |
| 粗大ごみ    | 24×24×35cm以上のもの | タンス・机・自転車・ソファ・電子レンジ など       | 自宅前又は集積所に出す              | (予随約制時) |

**2 事業系ごみ**

事業系ごみは、家庭用の集積所には出せないこととなっており、本市では、事業者自らが環境センター（富士見環境センター・新座環境センター）へ直接搬入する方法と収集・運搬許可業者が収集して搬入する方法があります。

分別排出の種類については、家庭ごみの5種15分別から、リサイクル資源のうちの資源プラスチック、有害ごみ及び粗大ごみを除いた3種10分別となっています。

なお、事業者の責務としては、廃棄物処理法第3条の規定により次のとおり定められています。

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

### 3 その他の一般廃棄物

#### (1) 在宅医療廃棄物

在宅医療の多様化とともに、家庭からも点滴バック、注射器等の在宅医療廃棄物が排出されるようになり、注射針のような感染のおそれがあるものについては特に配慮が必要です。

本市では、注射針など鋭利なものや感染性を有する医療廃棄物、使い残して不要となった医薬品類は、危険を回避するため医療機関（薬局）等へ返却すること、通常感染性を有さないと考えられる薬剤のビニールパック類も含めたその他の医療系廃棄物は、可燃ごみとして排出することをお願いしています。

なお、今後更なる在宅医療の進展が予測されることから、志木地区衛生組合と処理・処分方法について調整を図り、医師会、薬剤師会等の関係団体に適正な処理についての協力を求めていくこととします。

#### (2) 特定家庭用機器

平成13年4月に特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）が施行されたことに伴い、対象となる家電製品（当初エアコン、ブラウン管テレビ、冷蔵庫、洗濯機の家電4品目が対象機器として指定され、平成16年4月から冷凍庫が、平成21年4月から衣類乾燥機、液晶テ



テレビ・プラズマテレビが追加される。)については、製造業者等にリサイクルすることが義務付けられたため、市では回収を行っていません。対象となる家電製品の処理方法には、小売業者に引取りを依頼する方法、製造業者等の指定引取場所に直接搬入する方法及び収集・運搬許可業者に収集を依頼する方法があります。

**(3) 家庭用パソコン（デスクトップ本体・ノートブックパソコン・ブラウン管式ディスプレイ・液晶式ディスプレイ・ブラウン管式ディスプレイ一体型パソコン・液晶式ディスプレイ一体型パソコン）**

平成15年10月1日から資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）に基づき、家庭用パソコンはパソコンメーカー等による自主回収・リサイクルが義務付けられたため、市では回収を行っていません。

回収された家庭用パソコンは、部品や材料を可能な限り再資源化をすることにより廃棄物の削減と資源の有効利用を目指しています。

**(4) 処理困難物**

本市では処理できないごみとして自動車部品、バイクの部品、タイヤ、バッテリー、石などを処理困難物に指定しており、これらの処理については、市が許可をしている廃棄物処理業者又は民間の販売店若しくは専門業者へ依頼するよう案内しています。

なお、本市では“見直そう・ごみ半減”推進新座市民会議の主催により、年に1回処理困難物の有料での受入れを実施しています。

### 第3節 ごみ・リサイクル資源の排出量（過去10年間）

過去10年間のごみ・リサイクル資源の種類別排出量は、次の図のとおりです。

#### 1 過去10年間のごみ・リサイクル資源の種類別排出量

(単位:t)

| 年 度             |                   | 平成13           | 平成14   | 平成15   | 平成16   | 平成17   | 平成18   | 平成19   | 平成20   | 平成21   | 平成22   |        |
|-----------------|-------------------|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ごみ              | 可燃ごみ              | 27,807         | 26,953 | 27,197 | 26,726 | 27,190 | 27,184 | 26,789 | 26,912 | 26,535 | 26,083 |        |
|                 | 粗大ごみ              | 799            | 733    | 830    | 863    | 917    | 980    | 932    | 928    | 930    | 961    |        |
|                 | 不燃ごみ              | 1,030          | 1,026  | 1,073  | 1,095  | 1,062  | 1,140  | 1,148  | 1,132  | 1,136  | 1,216  |        |
|                 | 廃乾電池              | 43             | 42     | 45     | 43     | 40     | 41     | 39     | 36     | 35     | 43     |        |
| 合 計             |                   | 29,679         | 28,754 | 29,145 | 28,727 | 29,209 | 29,345 | 28,908 | 29,008 | 28,636 | 28,303 |        |
| 家庭系             | リサイクル資源<br>市回収    | ビン             | 1,562  | 1,499  | 1,468  | 1,409  | 1,364  | 1,360  | 1,336  | 1,304  | 1,286  | 1,275  |
|                 |                   | カン             | 688    | 588    | 526    | 553    | 499    | 457    | 443    | 400    | 379    | 380    |
|                 |                   | ペットボトル         | 435    | 452    | 463    | 479    | 493    | 500    | 513    | 518    | 506    | 522    |
|                 |                   | 資源プラスチック       | 346    | 899    | 922    | 948    | 997    | 1,049  | 1,098  | 1,123  | 1,126  | 1,136  |
|                 |                   | 紙・布類 ※1        | 3,896  | 3,363  | 2,536  | 1,968  | 424    | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
|                 |                   | 紙パック(小・中学校) ※2 | 6      | 6      | 3      | 3      | 8      | 16     | 11     | 10     | 10     | 10     |
|                 |                   | 小 計            | 6,933  | 6,807  | 5,918  | 5,360  | 3,785  | 3,382  | 3,401  | 3,355  | 3,307  | 3,323  |
|                 | リサイクル資源<br>集団資源回収 | 紙・布類           | 4,934  | 5,903  | 7,133  | 8,344  | 9,784  | 9,907  | 9,189  | 8,075  | 7,545  | 7,281  |
|                 |                   | カン ※3          | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 157    | 173    | 188    |
|                 |                   | 紙パック           | 14     | 12     | 11     | 13     | 29     | 43     | 39     | 40     | 39     | 41     |
|                 |                   | 小 計            | 4,948  | 5,915  | 7,144  | 8,357  | 9,813  | 9,950  | 9,228  | 8,272  | 7,757  | 7,510  |
|                 | 合 計               |                | 11,881 | 12,722 | 13,062 | 13,717 | 13,598 | 13,332 | 12,629 | 11,627 | 11,064 | 10,833 |
|                 | 総 計               |                | 41,560 | 41,476 | 42,207 | 42,444 | 42,807 | 42,677 | 41,537 | 40,635 | 39,700 | 39,136 |
|                 | 市民1人1日当たり排出量(g)   |                | 761    | 757    | 763    | 763    | 766    | 760    | 731    | 709    | 685    | 671    |
| 事業系             | ごみ                | 可燃ごみ           | 8,539  | 8,983  | 7,569  | 8,106  | 8,853  | 9,054  | 8,876  | 8,733  | 8,566  | 8,723  |
|                 |                   | 不燃ごみ           | 14     | 16     | 15     | 16     | 12     | 15     | 18     | 15     | 1      | 0      |
|                 |                   | 合 計            | 8,553  | 8,999  | 7,584  | 8,122  | 8,865  | 9,069  | 8,894  | 8,748  | 8,567  | 8,723  |
|                 | リサイクル資源           | ビン             | 28     | 28     | 25     | 12     | 13     | 12     | 10     | 9      | 18     | 21     |
|                 |                   | カン             | 31     | 26     | 20     | 16     | 14     | 13     | 12     | 11     | 8      | 2      |
|                 |                   | ペットボトル         | 16     | 11     | 25     | 6      | 4      | 4      | 4      | 4      | 1      | 1      |
|                 |                   | 合 計            | 75     | 65     | 70     | 34     | 31     | 29     | 26     | 24     | 27     | 24     |
|                 | 総 計               |                | 8,628  | 9,064  | 7,654  | 8,156  | 8,896  | 9,098  | 8,920  | 8,772  | 8,594  | 8,747  |
|                 | 市民1人1日当たり排出量(g)   |                | 158    | 165    | 138    | 147    | 159    | 162    | 157    | 153    | 148    | 150    |
|                 | 総 合 計             |                | 50,188 | 50,540 | 49,861 | 50,600 | 51,703 | 51,775 | 50,457 | 49,407 | 48,294 | 47,883 |
| 市民1人1日当たり排出量(g) |                   | 919            | 922    | 901    | 910    | 925    | 922    | 888    | 862    | 833    | 821    |        |
| 廃食用油 (㍑) ※4     |                   | 6,533          | 6,467  | 6,555  | 5,832  | 5,573  | 5,815  | 5,299  | 5,009  | 5,316  | 5,685  |        |

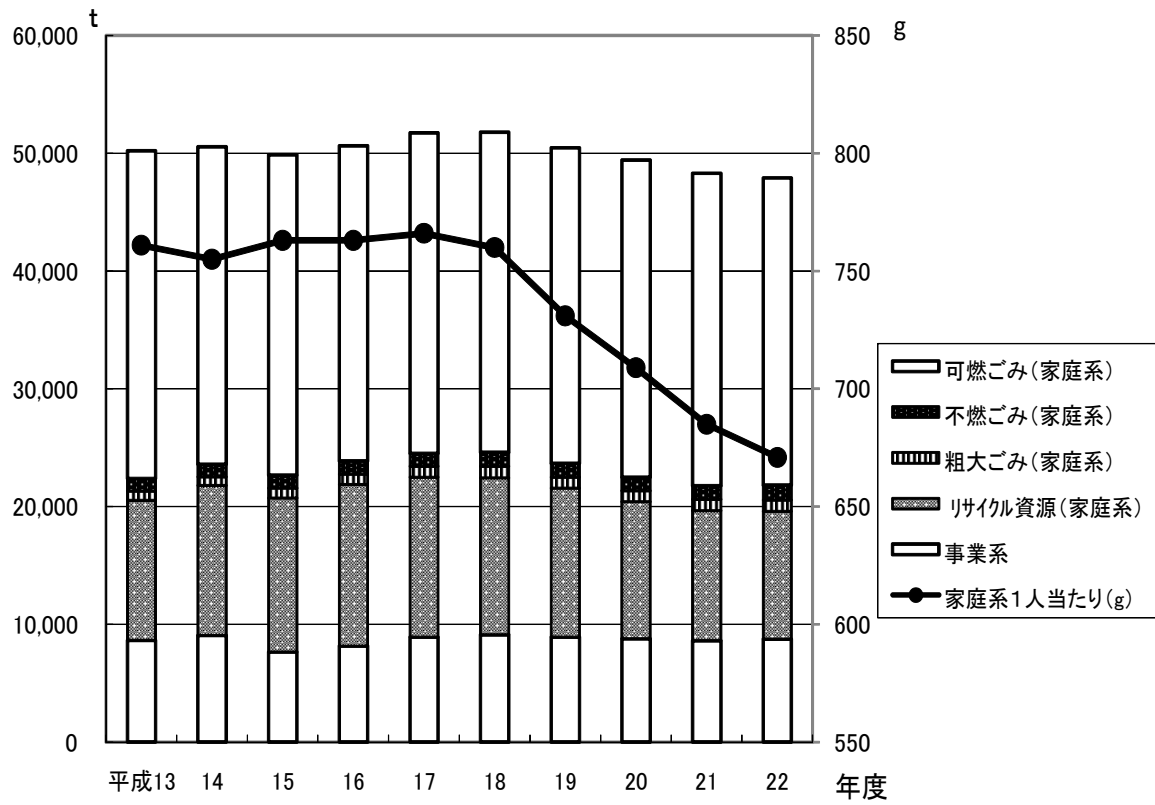
※1 紙・布類とは、新聞・雑誌・段ボール・紙パック・布類を指し、これらは平成17年11月から全町内会が集団資源回収に移行しました。

※2 市回収の紙パックについては、小・中学校において回収されたものを指します。

※3 集団資源回収事業で回収されたカン(アルミ缶)については、市回収のカンに表示していましたが、平成20年度から集団資源回収に表示することとしました。

※4 拠点回収をしている廃食用油については、ごみの分別の種類としていないため総排出量には含んでいません。

## 2 過去10年間の家庭系・事業系別ごみ排出量の推移



## 第4節 減量化・再資源化の現状

### 1 分別収集の推進

#### (1) 過去5年間の排出状況及び資源化率

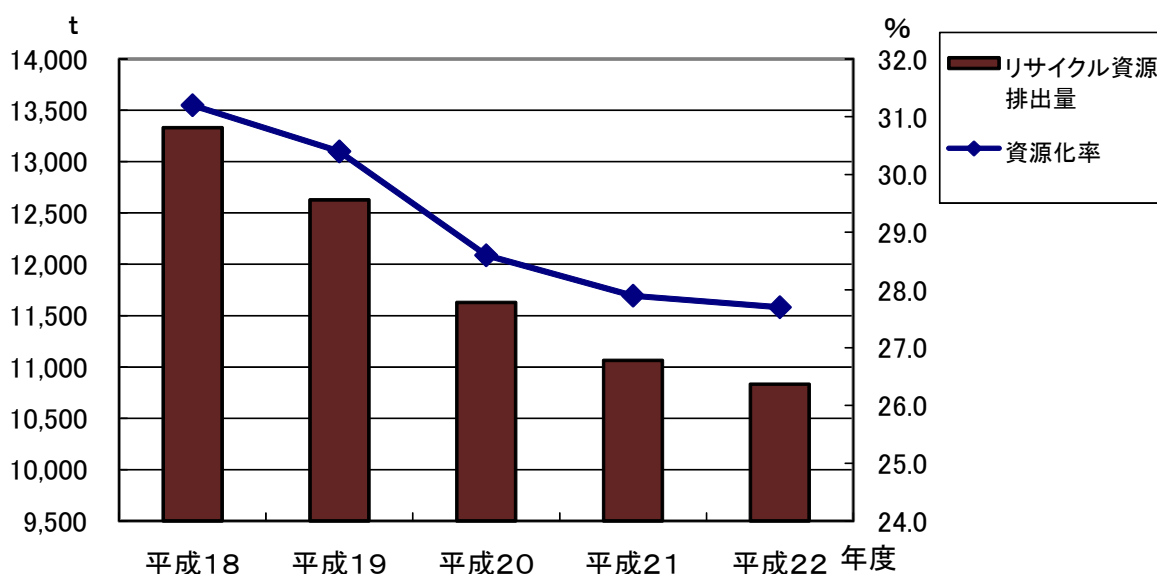
<家庭系>

(単位：t)

| 年度<br>(平成) | 可燃ごみ   | 不燃ごみ  | 廃乾電池 | リサイクル資源 |        |            |              |                  |        | 粗大<br>ごみ | 合計(B)  | 資源化率<br>A/B×<br>100(%) |
|------------|--------|-------|------|---------|--------|------------|--------------|------------------|--------|----------|--------|------------------------|
|            |        |       |      | カ<br>ン  | ビ<br>ン | ペット<br>ボトル | 紙・布類<br>紙パック | 資源フ<br>ラスチッ<br>ク | 小計(A)  |          |        |                        |
| 18         | 27,184 | 1,140 | 41   | 457     | 1,360  | 500        | 9,966        | 1,049            | 13,332 | 980      | 42,677 | 31.2                   |
| 19         | 26,789 | 1,148 | 39   | 443     | 1,336  | 513        | 9,239        | 1,098            | 12,629 | 932      | 41,537 | 30.4                   |
| 20         | 26,912 | 1,132 | 36   | 557     | 1,304  | 518        | 8,125        | 1,123            | 11,627 | 928      | 40,635 | 28.6                   |
| 21         | 26,535 | 1,136 | 35   | 552     | 1,286  | 506        | 7,594        | 1,126            | 11,064 | 930      | 39,700 | 27.9                   |
| 22         | 26,083 | 1,216 | 43   | 568     | 1,275  | 522        | 7,332        | 1,136            | 10,833 | 961      | 39,136 | 27.7                   |

資源化率(%)=リサイクル資源/総排出量(可燃・不燃・廃乾電池・リサイクル資源・粗大)×100

#### (2) 過去5年間のリサイクル資源排出量と資源化率の推移



### 2 集団資源回収事業の推進

集団資源回収事業は、家庭の日常生活から排出される新聞・雑誌等の紙類や布类等資源としていかせるものを、町内会や子ども会、PTA等地域の団体で回収し、リサイクルを進める活動であり、昭和63年6月から実施しています。

登録団体は、平成22年度末現在164団体（町内会60町内会を含む。）で、回収品目は新聞、雑誌、段ボール、布類、紙パックの5種類となっています。平成17年11月から60町内会全てが集団資源回収

事業を開始したことから、現在本市は布、紙類の回収を行っておらず、集団資源回収事業協力事業者によって回収され、資源化がされています。

また、ごみの減量と再資源化に市民総ぐるみで取り組んでいくため、回収量に応じて登録団体及び協力事業者への支援を行っています。

#### 過去5年間の回収量

(単位:t)

| 年 度   | 平成18  | 平成19  | 平成20  | 平成21  | 平成22  |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 新 聞   | 4,520 | 4,052 | 3,358 | 2,976 | 2,760 |
| 雑 誌   | 3,003 | 2,817 | 2,569 | 2,434 | 2,407 |
| 段ボール  | 1,829 | 1,796 | 1,693 | 1,688 | 1,672 |
| 布     | 555   | 524   | 455   | 447   | 442   |
| 紙パック  | 43    | 39    | 40    | 39    | 41    |
| 合 計   | 9,950 | 9,228 | 8,115 | 7,584 | 7,322 |
| 団 体 数 | 156   | 159   | 161   | 162   | 164   |

### 3 公共施設拠点回収の推進

市役所、公民館等の公共施設に回収箱を設置し、次の品目については拠点回収を行っています。

#### ◆ 小型充電式電池

平成13年4月から施行された資源有効利用促進法によって、小型充電式電池の回収・リサイクルがメーカーに義務付けられたことにより、本市では平成13年11月から再生・再資源化をするため、拠点回収を開始しました。

#### ◆ インクカートリッジ

これまで不燃ごみとして排出されてきた使用済みインクカートリッジには、僅かですが希少金属であるレアメタルが含まれていること及びプリンタメーカーが「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」と称しリサイクルシステムを構築していることから、本市ではプリンタメーカー6社と締結し、平成23年4月に拠点回収を開始しました。

#### ◆ 廃食用油

家庭から排出される廃食用油は、台所の流しに捨ててしまうと排水管や下水道を詰まらせる原因となり、紙などに染み込ませて可燃ごみとする処理方法ではリサイクルすることができないことから、平成6年5月に拠点回収を開始しました。

#### 過去5年間の回収量

| 年 度         | 平成18  | 平成19  | 平成20  | 平成21  | 平成22  |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 廃食用油 (㍑)    | 5,815 | 5,299 | 5,009 | 5,316 | 5,685 |
| 小型充電式電池(kg) | 3     | 8     | 6     | 7     | 23    |

#### 4 生ごみ処理容器購入への補助

家庭における生ごみは、可燃ごみの約50%（重量比）を占めていることから、この生ごみの自家処理を促進し、堆肥化をすることにより家庭園芸等への利用推進を図り、ごみの減量化、再資源化につなげることを目的として、生ごみ処理容器購入者に対し費用の一部を市が補助しています。

本事業は、昭和62年5月に開始し、平成17年度から平成20年度までは一時休止をしていましたが、市民のごみ減量に対する意識の向上や循環型社会の促進を更に進めるため平成21年度から再開しました。

##### ◆ 平成21年度からの補助基準

電動式 購入金額の3分の1（1万円を限度）

電動式以外 購入金額の2分の1（3千円を限度）

##### 直近5年間の補助基数

（単位:基）

| 年 度   | 平成14 | 平成15 | 平成16 | 平成21 | 平成22 |
|-------|------|------|------|------|------|
| 電動式   | 41   | 33   | 48   | 24   | 16   |
| 電動式以外 | 8    | 13   | 7    | 12   | 13   |
| 合 計   | 49   | 46   | 55   | 36   | 29   |

※ 平成17年度から平成20年度までは休止

#### 5 廃食用油再生せっけん製造への支援

公共施設、保育園、大規模マンション等市内23か所で回収された廃食用油を再利用し、平成10年10月から社団法人新座市シルバー人材センター（※）が「にいざりサイクルせっけん」として製造から販売を行っているもので、市では当該センターの事業経費に対し補助を行っています。

当初は粉せっけんのみの製造でしたが、平成20年7月から固形せっけんの販売も開始しました。

※ 平成24年4月に「社団法人新座市シルバー人材センター」は「公益社団法人新座市シルバー人材センター」となる予定です。

### 過去5年間の製造量及び販売数量

| 年 度       |            | 平成18  | 平成19  | 平成20  | 平成21  | 平成22  |
|-----------|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 製 造 量(kg) |            | 1,680 | 1,810 | 1,500 | 1,880 | 1,910 |
| 販売数量      | 300g入り(容器) | 958   | 1,558 | 1,012 | 1,252 | 989   |
|           | 200g入り(袋)  | 554   | 1,466 | 300   | 306   | 305   |
|           | 1kg入り(袋)   | 880   | 904   | 955   | 970   | 987   |
|           | 固形せっけん(個)  | —     | —     | 888   | 926   | 488   |

## 6 ごみ減量・再資源化協力店の認定・推奨

ごみ減量・再資源化協力店制度は、市民と事業者が一体となり「環境にやさしい生活」を考え、ごみを出さない暮らしを目指し、それぞれができることを具体的に行っていくため、ごみの減量やリサイクル、環境に配慮した販売活動に取り組んでいる市内の商店や店舗を「ごみ減量・再資源化協力店」として認定し、市民には協力店の利用をPRする制度で、平成6年4月に定めたものです。具体的には、事業者へは①エコマーク商品の販売や簡易包装②トレイや紙パック等の店頭回収③レジ袋削減に向けたマイバッグ持参の呼び掛けを、市民（消費者）へは①エコマーク（リサイクル）商品の購入②マイバッグ持参等を啓発しています。

平成22年度末現在、28店舗を認定し広報にいざや市ホームページで協力店の利用を呼び掛けています。

### 過去5年間の協力認定事業所数

各年度3月末現在

| 年 度    | 平成18 | 平成19 | 平成20 | 平成21 | 平成22 |
|--------|------|------|------|------|------|
| 認定事業所数 | 35   | 33   | 33   | 28   | 28   |

## 7 “見直そう・ごみ半減”推進新座市民会議の活用

「ごみは資源である」を合言葉に平成2年9月に発足した「“見直そう・ごみ半減”推進新座市民会議」は、市長を会長として、市民・各種団体・事業者で構成されており、ごみの減量化及び再資源化について様々な啓発活動を行っています。特に、家庭から出る生ごみの水切りの徹底や“3ない”生活（買いすぎない・作りすぎない・捨てない）の実践を呼び掛け、市民への意識啓発を図っています。

また、この会議では、年2回のリサイクルマーケット、ごみ処理施設見学会、ごみ減量啓発ポスター展、処理困難物の有料受入れ、年末街頭啓発等の事業を主催しごみの減量化及び再資源化の啓発に努めています。

## 第5節 ごみ・リサイクル資源の収集・運搬

### 1 家庭系

家庭から排出されるごみとリサイクル資源の収集区域は、市内全域を対象として、可燃ごみ（生ごみ等）、不燃ごみ、リサイクル資源（ビン、カン、ペットボトル、紙・布類、資源プラスチック）、有害ごみ、粗大ごみの5種15分別の収集を行っています。その中でも、リサイクル資源である紙・布類は新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、布類の5種類に、有害ごみは乾電池、使い捨てライター、蛍光灯等に細分し、合わせて15種類の分別排出となっています。

また、これらの収集は、本市が委託した2業者及び集団資源回収事業協力事業者（平成22年度末現在19事業者）により行われています。

#### ごみ・リサイクル資源の種類別収集状況

|                                 |              | 収集形態          | 収集方式  | 収集回数 | 収集車両                |
|---------------------------------|--------------|---------------|-------|------|---------------------|
| 可燃ごみ                            |              | 業者委託          | 集積所収集 | 週2回  | 2 t 塵芥車<br>4 t 塵芥車  |
| 不燃ごみ                            |              | 業者委託          | 集積所収集 | 2週1回 | 2 t 塵芥車<br>1 t 平ボディ |
| リ<br>サ<br>イ<br>ク<br>ル<br>資<br>源 | ビン           | 業者委託          | 集積所収集 | 週1回  | 2 t ダンプ             |
|                                 | カン           | 業者委託          | 集積所収集 | 週1回  | 2 t 塵芥車             |
|                                 | ペット<br>ボトル   | 業者委託          | 集積所収集 | 週1回  | 2 t 塵芥車             |
|                                 | 紙・布<br>類     | 集団資源回<br>収事業者 | 集積所収集 | 週1回  | 平ボディ<br>塵芥車         |
|                                 | 資源プラ<br>スチック | 業者委託          | 集積所収集 | 週1回  | 2 t 塵芥車             |
| 粗大ごみ                            |              | 業者委託          | 戸別収集  | 予約制  | 2 t 平ボディ<br>2 t ダンプ |

#### ※ 粗大ごみ運び出し収集

粗大ごみを屋外に運び出すことが困難な65歳以上の高齢者や障がいのある人等を対象に、室内から屋外に粗大ごみを運び出す「粗大ごみ運び出し収集」を平成17年度に開始した。これは、粗大ごみ収集委託業者が週1回実施しているもので、平成22年度は219件の運び出し収集を行った。



## 2 事業系

事業所から排出されるごみは、事業者自らの責任において処理すべきものであるため集積所には出せないことから、事業者が自ら志木地区衛生組合に自己搬入するか、収集・運搬許可業者に収集を依頼し志木地区衛生組合に搬入することとなっており、いずれも有料での受入れとなっています。

### 過去5年間の一般廃棄物処理業許可業者（収集・運搬業）の数及び事業系ごみの志木地区衛生組合への搬入量

(単位:事業所、t)

| 年 度         |                            | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |    |
|-------------|----------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|----|
| 許 可 業 者 数   |                            | 42     | 40     | 41     | 41     | 38     |    |
| 搬<br>入<br>量 | 可 燃 ご み                    | 9,054  | 8,876  | 8,733  | 8,566  | 8,723  |    |
|             | 不 燃 ご み                    | 15     | 18     | 15     | 1      | 0      |    |
|             | リ<br>サ<br>イ<br>ク<br>ル<br>源 | ビ ン    | 12     | 10     | 9      | 18     | 21 |
|             |                            | カ ン    | 13     | 12     | 11     | 8      | 2  |
|             |                            | ペットボトル | 4      | 4      | 4      | 1      | 1  |
|             |                            | 小 計    | 29     | 26     | 24     | 27     | 24 |
|             | 合 計                        | 9,098  | 8,920  | 8,772  | 8,594  | 8,747  |    |

※ 許可業者数は、各年度4月1日現在

## 3 ごみ処理経費の状況

平成22年度のし尿処理費を除くごみ処理経費については、ごみ処理収集運搬経費とごみ処理を共同で行っている志木地区衛生組合への負担金の額が合計で約13億円となり、ごみ処理人口から見ると、1人当たり年間約8,000円の経費が掛かっています。

### 過去5年間の1人当たりのごみ処理費

| 年 度 (平成)                             | 18年度      | 19年度    | 20年度    | 21年度    | 22年度    |         |
|--------------------------------------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ごみ総排出量(t)                            | 51,775    | 50,457  | 49,407  | 48,294  | 47,883  |         |
| ごみ処理経費(千円)                           | 399,453   | 413,527 | 413,353 | 417,142 | 447,341 |         |
| 収<br>集<br>・<br>運<br>搬<br>委<br>託<br>料 | 可燃ごみ      | 154,037 | 156,309 | 156,377 | 157,079 | 157,840 |
|                                      | 不燃ごみ      | 49,398  | 49,711  | 49,805  | 50,356  | 52,299  |
|                                      | リサイクル資源   | 194,021 | 195,109 | 194,719 | 196,933 | 204,188 |
|                                      | 粗大ごみ      | 383     | 10,710  | 10,626  | 11,072  | 31,376  |
|                                      | 動物死体      | 1,614   | 1,688   | 1,826   | 1,702   | 1,638   |
| 志木地区衛生組合負担金(千円)                      | 1,004,119 | 935,980 | 905,008 | 903,413 | 828,103 |         |
| 1人当たり年間ごみ処理原価(円)                     | 9,118     | 8,697   | 8,401   | 8,318   | 7,982   |         |
| 1kg当たり処理原価(円)                        | 27        | 27      | 27      | 27      | 27      |         |

※ 粗大ごみ収集・運搬委託料は、平成19年度から車両1台を委託し、平成22年度からは車両3台を委託したため増額となっています。

## 第6節 中間処理施設

### 1 中間処理施設の現況（志木地区衛生組合の概要・施設）

市内から排出されるごみの処理は、志木市・新座市・富士見市の3市によって構成される志木地区衛生組合の処理施設で共同で処理を行っています。志木地区衛生組合とその施設の概要については、次のとおりとなっており、資源化に関連する施設は、富士見環境センターに集約されています。

#### (1) 志木地区衛生組合の概要

|       |  |   |  |
|-------|--|---|--|
| 構成市   | 志木市、新座市、富士見市   |   |  |
| 設立年月日 | 昭和39年6月1日  |   |  |
| 設立目的  | ごみ等に関する事業  |   |  |
| 処理面積  | 51.56km <sup>2</sup><br>(志木市9.06km <sup>2</sup> 、新座市22.80km <sup>2</sup> 、富士見市19.70km <sup>2</sup> ) |   |  |
| 処理人口  | 339,279人(平成23年4月1日現在)<br>(志木市71,197人・新座市160,623人・富士見市107,459人)                                       |   |  |
| 所在地   | 事務局 富士見環境センター  | 埼玉県富士見市大字勝瀬480番地<br>(敷地面積 20,841.75m <sup>2</sup> ) |  |
|       | 新座環境センター   | 新座市大和田三丁目9番1号<br>(敷地面積 10,940.03m <sup>2</sup> )    |  |

#### (2) 志木地区衛生組合の施設

| 富士見環境センター（昭和61年3月竣工） |                        |                |                      |
|----------------------|------------------------|----------------|----------------------|
| 施設名                  | ごみ焼却炉                  | 粗大ごみ破碎<br>処理施設 | 有価物<br>回収施設          |
| 建築延面積                | 7,120.68m <sup>2</sup> |                | 994.23m <sup>2</sup> |
| 処理方式                 | 全連続燃焼式                 | 回転せん断衝撃式横型破碎式  | 手選別コンベヤーライン式         |
| 処理能力                 | 180t/日<br>(90t×2基)     | 30t/5H         | 31t/5H               |

| リサイクルプラザ <sup>りさいかん</sup> 利彩館(平成14年2月竣工・富士見環境センター敷地内) |                       |
|---|-----------------------|
| 施設名   | プラスチック分別処理施設          |
| 建築延面積   | 5102.30m <sup>2</sup> |
| 処理方式  | 圧縮梱包処理式               |
| 処理能力  | 26t/5H                |

| 新座環境センター |                            |                |                   |
|----------|----------------------------|----------------|-------------------|
| 施設名      | 東工場（昭和54年1月竣工・平成15年2月改良工事） |                | 西工場（平成6年9月竣工）     |
|          | ごみ焼却炉                      | 粗大ごみ切断<br>処理施設 | ごみ焼却炉             |
| 建築延面積    | 3,245.10㎡                  |                | 2,527.09㎡         |
| 処理方式     | 全連続燃焼式                     | 切断処理方式         | 全連続燃焼式            |
| 処理能力     | 90t/日<br>(90t×1基)          | 5t/5H          | 90t/日<br>(90t×1基) |

## 2 可燃ごみの組成

可燃ごみの組成は、次表のとおりとなっています。この表を見ると、可燃ごみの約半分を紙類が占めていることが読み取れます。

また、ごみの成分については、水分・可燃分の変動幅が40%～50%の範囲内で推移していることが分かります。

| 【志木地区衛生組合における平均値】 |      | (単位:%)         |        |        |        |        |        |
|-------------------|------|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 項目                |      | 平成18年度         | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |        |
| 乾物基準              | 種類組成 | 紙・布類           | 46.46  | 55.70  | 51.12  | 51.55  | 49.19  |
|                   |      | ビニール・合成樹脂・ゴム類  | 21.69  | 18.43  | 21.34  | 20.78  | 19.72  |
|                   |      | 木・竹・ワラ類        | 10.69  | 7.21   | 8.11   | 6.92   | 8.85   |
|                   |      | ちゅうかいるい<br>厨芥類 | 16.59  | 12.49  | 14.59  | 15.34  | 16.16  |
|                   |      | 不燃物類           | 1.19   | 1.81   | 1.69   | 1.40   | 2.04   |
|                   |      | その他            | 3.38   | 4.36   | 3.15   | 4.01   | 4.04   |
|                   |      | 合計             | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 |
| 湿物基準              | 成分   | 水分             | 48.06  | 49.57  | 50.90  | 48.91  | 49.82  |
|                   |      | 灰分             | 8.28   | 5.58   | 5.36   | 6.10   | 6.87   |
|                   |      | 可燃分            | 43.66  | 44.85  | 43.74  | 44.99  | 43.31  |
|                   |      | 低位発熱量(kcal)    | 2,177  | 1,973  | 1,871  | 1,919  | 1,876  |

※ 低位発熱量は、総発熱量から水分が蒸気のまま(気体)でいる場合の発熱量を引いた実際に利用できる熱量であって、真発熱量ともいいます。

## 第7節 最終処分

志木地区衛生組合及び構成市では、地域内で最終処分場を確保することができないため、処理された後の焼却灰や集じん灰、不燃残渣等は県営の埼玉県環境整備センター（埼玉県大里郡寄居町）や民間施設（群馬県吾妻郡草津町）の最終処分場に埋め立てられています。

焼却灰や集じん灰の一部については、民間事業者に委託しセメントや人工砂の原料としてリサイクルし、最終処分量の減量化に努めています。

最終処分をする廃棄物の種類については、焼却炉から発生する焼却残渣である焼却灰と集じん灰、粗大ごみ破碎処理施設及び有価物回収施設から発生する不燃残渣である粗大・不燃残渣とガラス残渣の4種類であり、これらの処分施設及び最終処分量は次表のとおりとなっています。

### 1 最終処分をする廃棄物の種類と処分施設

| 種 類  |         | 処 分 施 設                                 |
|------|---------|---|
| 灰    | 焼却灰     | 埼玉県環境整備センター(埼玉県大里郡寄居町)・民間事業者(埼玉県大里郡寄居町) |
|      | 集じん灰    | 民間事業者(群馬県吾妻郡草津町)                        |
| 不燃残渣 | 粗大・不燃残渣 | 民間事業者(群馬県吾妻郡草津町)                        |
|      | ガラス残渣   | 民間事業者(群馬県吾妻郡草津町)                        |

### 2 過去5年間の最終処分量

(単位:t)

| 種 類  |         | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 灰    | 焼却灰     | 6,922  | 6,782  | 6,971  | 6,436  | 6,604  |
|      | 集じん灰    | 2,700  | 2,531  | 2,649  | 2,752  | 2,885  |
| 不燃残渣 | 粗大・不燃残渣 | 608    | 615    | 624    | 759    | 829    |
|      | ガラス残渣   | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 合 計  |         | 10,230 | 9,928  | 10,244 | 9,947  | 10,318 |

※1 焼却灰：廃棄物を焼却した後に残った灰をいい、焼却炉の下にたまり、冷却装置で水に浸したもの

※2 集じん灰：廃棄物を焼却したときに発生する排ガス中に含まれている灰で、集じん装置で捕集したもの

※3 粗大・不燃残渣：金属やガラスの粉状の細かい破片で、リサイクルが困難なもの

※4 ガラス残渣：割れたガラスビン等から生じた細かな粉状の破片

## 第8節 ごみ処理に関する課題

本市のごみ処理、リサイクルの現状を分析した結果、課題として次のことが挙げられます。

### 1 ごみの減量化・リサイクルの推進

可燃ごみの約半分が紙類であることから、ごみとして排出する段階で適正に分別し、リサイクルに努めることが重要です。

また、生ごみの水切りを徹底することで、ごみの減量化が図られるとともに排出後の処理についても焼却効率の向上等が期待できることから、今後も市民に対し水切りの徹底を呼び掛けていくことが必要です。

さらに、事業系ごみの排出については、事業者が責任を持って自ら処理することを徹底し、ごみ減量意識の啓発を図っていくことが重要です。

### 2 市民・事業者・市による協力体制の確立

市民・事業者・市が協働し、ごみの減量化、再資源化に取り組むため、ライフスタイルや事業活動を見直し、それぞれの役割を認識することにより3R（リデュース・リユース・リサイクル）の実践に努めることが必要です。

### 3 収集・運搬体制の整備

高齢化社会の進展やライフスタイルの多様化に対応するため、高齢者や障がいのある人に対する収集は、引き続き地域の協力を求めていくとともに、新たな収集体制を検討していくことが必要です。

また、ごみ質の多様化やごみの分別の徹底に対処し、中間処理、再資源化処理の内容にも対応した収集・運搬体制の整備を図ることが重要です。

### 4 中間処理施設の維持

本市で収集されたごみは、志木地区衛生組合で中間処理を行っていますが、稼働開始後30年以上が経過していることから、計画的な施設整備が求められています。

今後、志木地区衛生組合と連携し、更なる減量化・再資源化を図ることにより、焼却処理を減らしていくことが重要です。

## 5 最終処分場の確保

最終処分場を持たない本市では、埋立処理を埼玉県外にまで委託しているのが現状であり、安定した最終処分場の確保は困難です。現在の委託先の埋立残存量にも限りがあることから、引き続きごみの減量化・再資源化を図るとともに、焼却以外の新たな処理方法についても、国・埼玉県等の動向を注視していくことが必要です。

## 6 ごみ処理経費の抑制

人口増加に伴うごみ集積所の増加や老朽化した中間処理施設の維持に伴い、ごみ処理経費は今後増加することが予測されます。現在、本市のごみ収集は2業者に委託していますが、更なる効率的なごみ処理体制を確立し、コスト面を重視した収集の効率化を図っていくことが必要です。

## 第2章 ごみ排出量の将来予測

### 第1節 将来のごみ処理人口

将来のごみ処理人口の予測は、第4次新座市基本構想総合振興計画の将来人口の見通しを採用します。

これによると、本市の人口は、第4次新座市基本構想総合振興計画前期計画の目標年次である平成27年は約164,000人、平成32年は約165,000人と推計しています。第2次新座市一般廃棄物処理基本計画では、その間の年を等差で人口が推移していくものとします。

表1 過去5年間のごみ処理人口の推移

各年10月1日現在（単位：人）

| 年  | 平成18    | 平成19    | 平成20    | 平成21    | 平成22    |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 人口 | 153,931 | 155,164 | 156,934 | 158,761 | 159,786 |

※1 平成18年から平成20年まで及び平成22年は、住民基本台帳及び外国人登録人口の合計による実績値

※2 平成21年は、国勢調査による実績値

表2 将来のごみ処理人口推計の推移

各年10月1日現在（単位：人）

| 年  | 平成24    | 平成25    | 平成26    | 平成27    | 平成28    | 平成29    | 平成30    | 平成31    | 平成32    | 平成33    |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 人口 | 161,474 | 162,316 | 163,158 | 164,000 | 164,200 | 164,400 | 164,600 | 164,800 | 165,000 | 165,200 |

※1 平成27年及び平成32年は、第4次新座市基本構想総合振興計画から引用

※2 平成24年から平成26年までは、平成27年の推計値から平成22年の実績値を引いた差を<sup>あん</sup>按分し、その間を等差で推移していくものとして算出

※3 平成33年は、平成27年から平成32年までが毎年200人の増加が継続するものとして算出

## 第2節 ごみ排出量の予測

ごみ排出量の予測に当たっては、現行どおりの排出方法、収集・処理体制が将来にわたって継続するという前提により、過去10年間の処理実績値を基に、過去の動態・傾向（トレンド）が将来も同じように推移するという考え方である時系列解析法により将来予測を行いました。

予測計算には、表計算ソフトの近似曲線機能を使用し、一次式・二次式・指数式・累乗式・対数式の5種類の推計計算式により計算したものの中から過去の動態・傾向（トレンド）を反映して、将来も同じように推移と思われる推計計算式による計算結果を採用しました。

### ◆将来のごみ排出量の算出方法

将来のごみ排出量の算出については、過去10年間の実績値から回帰式（関数式）によって将来値の予測を行う数学的方法（回帰予測）によって行った。回帰式は、①一次式（単純な増加又は減少を示す直線式： $y=a+bx$ ）、②二次式（減少傾向にあった数値がある時点から増加傾向に転じた場合に示す曲線式： $y=ax^2+bx+c$ ）、③指数式（常にほぼ一定の割合で増加又は減少をしていく曲線式： $y=ab^x$ ）、④累乗式（経年とともに増加率又は減少率が增大していく曲線式： $y=ax^b$ ）、⑤対数式（経年とともに増加率又は減少率が縮小していく曲線式： $y=a+b\log x$ ）の5種類を使用した。

将来のごみ排出量は、現状から大幅な増加又は減少をすることなく、ほぼ横ばいで推移すると推測される。よって、5種類の回帰式を使用して算出した平成24年から平成33年までの予測値のうち、最も緩やかな変化を示している回帰式を採用した。

#### 1 家庭系ごみ・リサイクル資源排出量の予測に当たっての考え方

家庭系ごみの排出量予測を算出する際に用いた平成13年から平成22年までの排出量実績については、集計方法に変更が生じている項目があるため、予測に当たっての条件を次のように設定しました。

##### (1) 排出量予測の算出に用いた過去の排出量実績

家庭系ごみ・リサイクル資源の排出量予測を算出する際に用いた過去の実績について、毎年度実施されている環境省調査「一般廃棄物処理事業実態調査」で定められている基準と同様に、人口は毎年度10月1日時点、排出量は毎年度3月末時点の実績を用いて将来予測値を



算出するものとししました。

## **(2) 集団資源回収のアルミ缶回収量**

集団資源回収のアルミ缶回収量については、平成19年度までは市回収のカン（アルミ缶・スチール缶）と合算されていましたが、予測値を算出するに当たっては、平成20年度から平成22年度までの3年度分の実績だけではデータが不足するため、過去のものについても、集団資源回収のアルミ缶回収量を抽出し、過去の実績値とししました。

## **2 事業系ごみの予測に当たっての考え方**

事業系ごみ・リサイクル資源についても、家庭系ごみ・リサイクル資源と同様に、現行どおりの排出方法、収集・処理体制が将来も継続するという前提により、過去10年間の処理実績値を基に、過去の動態・傾向（トレンド）が将来も同じように推移するという考え方である時系列解析法により予測しました。

そのため、事業系ごみ・リサイクル資源排出量の予測については、可燃ごみ・不燃ごみ・ビン・カン・ペットボトルの5種類に分けて、予測計算式の基礎数値として予測値の算出に用いました。

## **3 減量化前の将来のごみ排出量**

現在の排出方法、収集・処理体制が今後も継続することを前提に算出した今後10年間のごみ排出量の予測は、次の図1のとおりとなります。

家庭系ごみについては、1人1日当たりのごみ排出量は減少していくと考えられますが、ごみ処理人口予測は、今後についても緩やかではあるが増加するであろうと見込まれているため、現在のペースでごみ総排出量が減少するのは難しいと考えられます。

よって、平成22年度の総排出量39,136トンであるのに対し、平成33年度は、38,952トンになると予測します。

また、事業系ごみの排出量は、平成22年度の排出量が8,747トンであるのに対し、平成33年度は9,045トンになると予測します。

図1 減量化前のごみ・リサイクル資源の将来排出量の推移

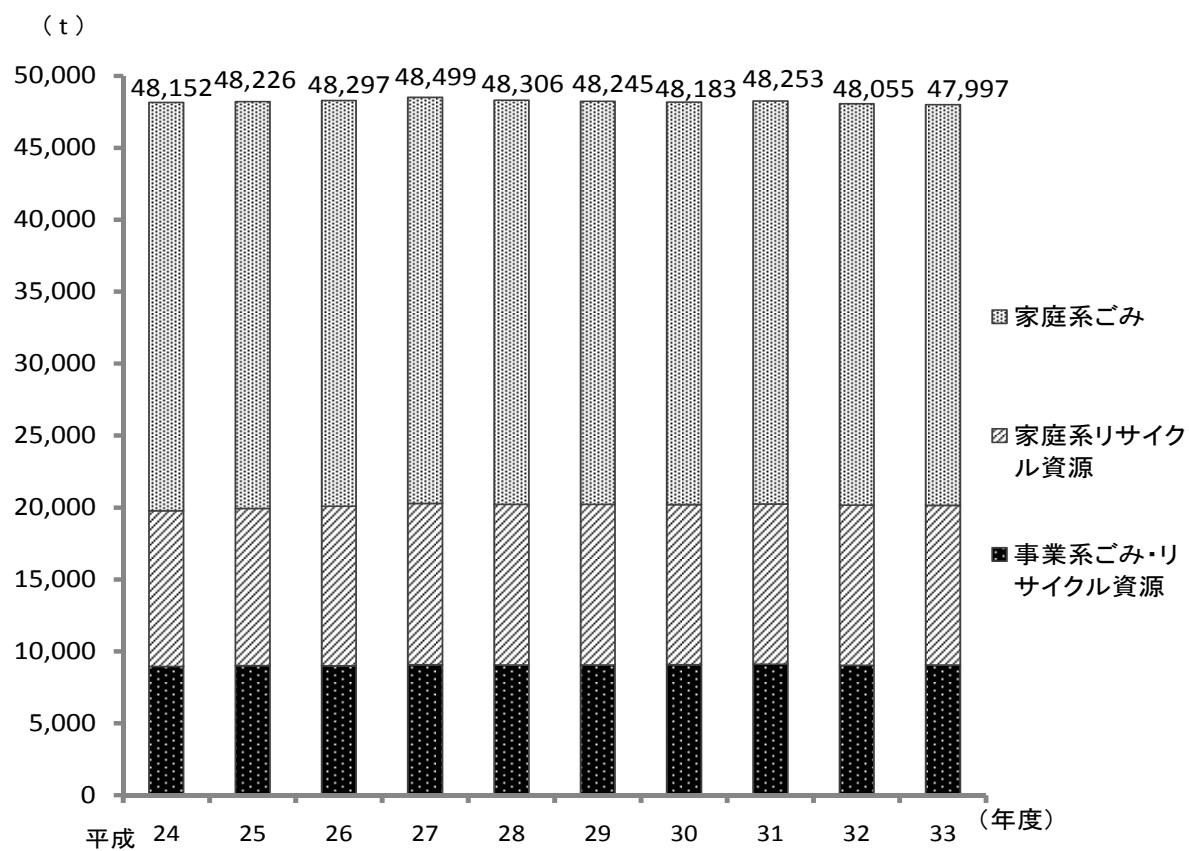


表3 減量化前の将来の種類別ごみ排出量

(単位：t)

| 年 度                     |                                 | 平成<br>24    | 平成<br>25    | 平成<br>26 | 平成<br>27 | 平成<br>28 | 平成<br>29 | 平成<br>30 | 平成<br>31 | 平成<br>32 | 平成<br>33 |        |       |
|-------------------------|---------------------------------|-------------|-------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|--------|-------|
| 家<br>庭<br>系             | ご<br>み                          | 可燃ごみ        | 26,220      | 26,132   | 26,055   | 26,058   | 25,926   | 25,871   | 25,821   | 25,846   | 25,733   | 25,693 |       |
|                         |                                 | 粗大ごみ        | 932         | 929      | 926      | 927      | 923      | 921      | 919      | 921      | 917      | 915    |       |
|                         |                                 | 不燃ごみ        | 1,177       | 1,182    | 1,185    | 1,192    | 1,192    | 1,194    | 1,197    | 1,202    | 1,201    | 1,203  |       |
|                         |                                 | 廃乾電池        | 38          | 38       | 38       | 38       | 38       | 38       | 37       | 37       | 37       | 37     |       |
|                         |                                 | 合 計 (A)     | 28,367      | 28,281   | 28,204   | 28,215   | 28,079   | 28,024   | 27,974   | 28,006   | 27,888   | 27,848 |       |
|                         | リ<br>サ<br>イ<br>ク<br>ル<br>資<br>源 | 市<br>回<br>収 | ビン          | 1,266    | 1,258    | 1,251    | 1,247    | 1,238    | 1,233    | 1,228    | 1,227    | 1,220  | 1,216 |
|                         |                                 |             | カン          | 368      | 361      | 355      | 350      | 344      | 340      | 336      | 334      | 330    | 327   |
|                         |                                 |             | ペットボトル      | 520      | 522      | 523      | 525      | 525      | 526      | 527      | 530      | 529    | 529   |
|                         |                                 |             | 資源プラスチック    | 1,151    | 1,160    | 1,167    | 1,176    | 1,179    | 1,184    | 1,189    | 1,196    | 1,197  | 1,201 |
|                         |                                 |             | 紙パック(小・中学校) | 9        | 8        | 8        | 8        | 8        | 7        | 7        | 7        | 7      | 7     |
|                         |                                 | 小 計 (B)     | 3,314       | 3,309    | 3,304    | 3,306    | 3,294    | 3,290    | 3,287    | 3,294    | 3,283    | 3,280  |       |
|                         | 集<br>団<br>資<br>源<br>回<br>収      | 新聞          | 2,888       | 2,887    | 2,888    | 2,891    | 2,847    | 2,813    | 2,781    | 2,755    | 2,736    | 2,707  |       |
|                         |                                 | 雑誌          | 2,357       | 2,401    | 2,472    | 2,518    | 2,515    | 2,517    | 2,515    | 2,518    | 2,525    | 2,519  |       |
|                         |                                 | 段ボール        | 1,603       | 1,676    | 1,769    | 1,839    | 1,856    | 1,876    | 1,890    | 1,905    | 1,928    | 1,933  |       |
|                         |                                 | 布類          | 437         | 443      | 440      | 434      | 428      | 424      | 420      | 419      | 414      | 411    |       |
| 紙パック                    |                                 | 41          | 44          | 45       | 45       | 46       | 47       | 47       | 47       | 48       | 48       |        |       |
| カン                      |                                 | 188         | 179         | 183      | 188      | 191      | 194      | 197      | 201      | 203      | 206      |        |       |
| 小 計 (C)                 | 7,514                           | 7,630       | 7,797       | 7,915    | 7,883    | 7,871    | 7,850    | 7,845    | 7,854    | 7,824    |          |        |       |
| 合 計 (D)=B+C             | 10,828                          | 10,939      | 11,101      | 11,221   | 11,177   | 11,161   | 11,137   | 11,139   | 11,137   | 11,104   |          |        |       |
| 総 計 (E)=A+D             | 39,195                          | 39,220      | 39,305      | 39,436   | 39,256   | 39,185   | 39,111   | 39,145   | 39,025   | 38,952   |          |        |       |
| 市民1人1日当たり(g)<br>(家庭系のみ) |                                 | 665         | 662         | 660      | 657      | 655      | 653      | 651      | 649      | 648      | 646      |        |       |
| 事<br>業<br>系             | ご<br>み                          | 可燃ごみ        | 8,920       | 8,969    | 8,954    | 9,024    | 9,012    | 9,021    | 9,033    | 9,070    | 8,992    | 9,007  |       |
|                         |                                 | 不燃ごみ        | 9           | 9        | 9        | 9        | 9        | 9        | 9        | 9        | 9        | 9      |       |
|                         |                                 | 合 計 (F)     | 8,929       | 8,978    | 8,963    | 9,033    | 9,021    | 9,030    | 9,042    | 9,079    | 9,001    | 9,016  |       |
|                         | リ<br>サ<br>イ<br>ク<br>ル<br>資<br>源 | ビン          | 18          | 19       | 20       | 21       | 21       | 22       | 22       | 23       | 23       | 23     |       |
|                         |                                 | カン          | 8           | 7        | 7        | 7        | 6        | 6        | 6        | 5        | 5        | 5      |       |
|                         |                                 | ペットボトル      | 2           | 2        | 2        | 2        | 2        | 2        | 2        | 1        | 1        | 1      |       |
|                         |                                 | 合 計 (G)     | 28          | 28       | 29       | 30       | 29       | 30       | 30       | 29       | 29       | 29     |       |
| 総 計 (H)=F+G             | 8,957                           | 9,006       | 8,992       | 9,063    | 9,050    | 9,060    | 9,072    | 9,108    | 9,030    | 9,045    |          |        |       |
| 総 合 計 (I)=E+H           | 48,152                          | 48,226      | 48,297      | 48,499   | 48,306   | 48,245   | 48,183   | 48,253   | 48,055   | 47,997   |          |        |       |
| 市民1人1日当たり(g)<br>(事業系のみ) |                                 | 152         | 151         | 151      | 151      | 151      | 151      | 150      | 150      | 150      | 150      |        |       |
| 市民1人1日当たり(g)<br>(総合計)   |                                 | 817         | 813         | 811      | 808      | 806      | 804      | 801      | 799      | 798      | 796      |        |       |
| 廃食用油(トリ)                |                                 | 5,280       | 5,255       | 5,233    | 5,214    | 5,197    | 5,182    | 5,168    | 5,156    | 5,144    | 5,133    |        |       |

※ 平成27年度及び平成31年度は、うるう年のため、366日で計算

#### 4 減量化・再資源化の考え方

過去10年間の排出量実績を基に予測した減量化前の将来のごみ・リサイクル資源の排出量を見ると、平成33年度の総排出量は47,997トンとなり、平成22年度の総排出量実績の47,883トンと比べて0.2%の増加となりました。内訳は、家庭系ごみ・リサイクル資源は0.5%の減少、事業系ごみ・リサイクル資源は3.4%の増加となりました。

##### (1) 家庭系ごみの減量化及び適正排出による再資源化

将来のごみ処理人口推計（表2参照）は、平成22年度を基準として、平成33年度が3.4%増を示しているのに対して、家庭系ごみの排出量が1.6%減を示していることから、市がこれまでに取り組んできた減量化・再資源化の施策が着実に浸透し、効果を上げていることを表すものであると考えられます。

また、天然資源の減少・燃料価格の高騰など環境に関する話題が日々、新聞・テレビ等のマスメディアに取り上げられていることも、市民の環境・資源の保全に対する意識を高揚させ、その結果、“エコバッグ”や“マイはし”の積極利用を始めとするごみ減量行動に結び付いているのではないかと考えられます。

このように社会的風潮として、ごみ減量・リサイクル促進の意識が高まっている中、まだ減量化・再資源化の余地があるものについては、より一層推進していかなければならないことから、次のとおりごみの減量化・再資源化を計画するものです。

##### ア 分別の徹底による家庭系可燃ごみに混入する資源物の適正排出による1%減量化

志木地区衛生組合が行ったごみの性状分析の調査結果（平成22年度）によると、可燃ごみに混入する資源物の割合は、紙・布類が49.19%、ビニール・合成樹脂・ゴム類が19.72%（第1章第6節2参照）でした。このことから、本来、リサイクル資源として排出すべき資源物が可燃ごみの大半を占めていることが分かります。

したがって、分別の徹底と適正な排出について、市民に周知し協力をお願いすることで、可燃ごみの排出量を1%減量し、その減量分を再資源化するものとします。

## イ 生ごみの水切り徹底による家庭系可燃ごみの減量

同様に、ごみの性状分析結果によると、可燃ごみに含まれる厨芥類（生ごみ）の割合は16.16%を占めています（第1章第6節2参照）。

この厨芥類（生ごみ）に含まれる水分を削減することで、家庭系可燃ごみの排出量の削減につながると考えます。

現在のところ、“見直そう・ごみ半減”推進新座市民会議が主体となり、水切りによる家庭系可燃ごみ排出量の削減効果及び水切りネットを使用した水切りの方法について、当該会議が主催するイベントや街頭啓発を通じて、市民に向けて啓発活動を行っています。

今後についても、現在の啓発活動を継続するとともに、新たな啓発方法についても検討していくこととします。

## ウ IT機器の普及に伴うペーパーレス化による家庭系可燃ごみの減少

パソコンや携帯電話を始めとするIT機器が一般家庭にも広く普及し、情報収集を行う媒体は、紙媒体から電子媒体へ移行しているものと推測されます。また、新聞や書籍の電子化が更に進んでいくものと考えられます。

したがって、社会全体の傾向として、ペーパーレス化が次第に進んでいくものと想定し、結果的に家庭系可燃ごみ・リサイクル資源の排出量が減少していくものと予測します。

## (2) 事業系ごみの可燃ごみ排出量の削減

事業系ごみの排出量は、ほぼ横ばいの状況にあり、今後は、事業者に対する分別の徹底と適正な排出の周知のほか、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）の改正等による再生利用の強化、市立小・中学校から排出される給食ごみの堆肥化等による減量化が考えられます。

したがって、次のとおり事業系ごみの減量化・再資源化を計画するものです。

### ア 分別の徹底による事業系可燃ごみに混入する資源物の適正排出

家庭系ごみの減量化・再資源化の考え方と同様に、事業系ごみについても、可燃ごみの中に再資源化の可能な資源物が混入しており、特に紙類が多くごみとして排出されていると考えられます。

既に、排出される紙類を古紙再生事業者へ引き渡している事業者が多く見られますが、今後は、より多くの事業者に紙類の再資源化に取り組

んでもらえるよう、市内事業者に対して紙類のリサイクル促進について啓発や指導、古紙再生事業者の紹介等を実施することによって、事業系可燃ごみの減量化及び再資源化の促進を図ります。

#### **イ 市内食品関連事業者の再生利用等への取組強化**

本市の一般廃棄物処理業許可業者を通じて、事業所から排出される食品残渣を堆肥化、肥料化、飼料化等を行っている登録再生利用事業者にリサイクル処理を委託することにより、食品リサイクルに取り組んでいる事業者が市内に10数社あります。

今後については、食品リサイクル法の改正による再生利用の強化に期待するだけでなく、ごみ排出量が月量4トンを超える「多量排出事業者」を中心に、市内事業者に対して食品リサイクル法の周知や啓発及び指導、食品リサイクル法の登録再生利用事業者の紹介を行う等の取組によって、事業系可燃ごみの減量化及び再資源化の促進を図ります。

#### **ウ 市内小・中学校から排出される給食残渣の堆肥化**

平成23年4月から市内小・中学校6校から排出される学校給食の残渣を再生事業者の施設でリサイクル処理をしてできた堆肥を学校農園等で利用する取組が開始され、初年度については、約51トンの食品残渣をリサイクル処理をすることができると見込んでいます。

将来的には、市内小・中学校全校にて同様の取組が行われることで、事業系可燃ごみの減量効果が期待できるものと考えます。

### **5 減量化後の将来のごみ排出量**

#### **(1) 減量化後の将来のごみ種類別推計排出量**

本市が、「4 減量化・再資源化の考え方」で述べたごみ排出抑制対策を今後10年間、継続して講じていくと想定すると、ごみ排出量の予測は図2のとおりとなります。

平成33年度の減量化前の総排出量47,997トン（図1参照）に対し、減量化後は47,189トンとなり、平成22年度の総排出量実績47,883トンに対して、1.4%の減少を見込んでいます。

図2 減量化後のごみ・リサイクル資源の将来排出量の推移

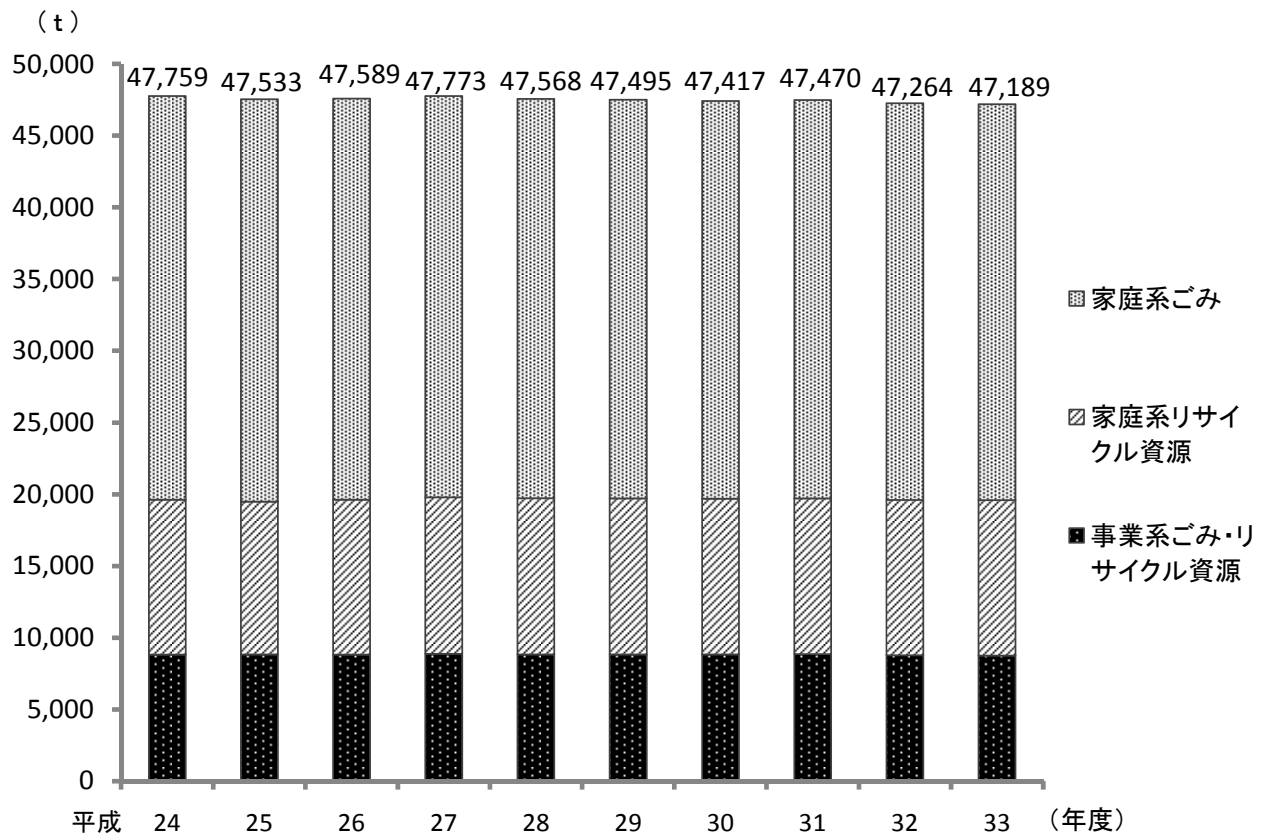


表4 減量化後の将来の種類別推計排出量

(単位：t)

| 年 度                     |                                 | 平成<br>24                   | 平成<br>25    | 平成<br>26 | 平成<br>27 | 平成<br>28 | 平成<br>29 | 平成<br>30 | 平成<br>31 | 平成<br>32 | 平成<br>33 |        |       |
|-------------------------|---------------------------------|----------------------------|-------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|--------|-------|
| 家<br>庭<br>系             | ご<br>み                          | 可燃ごみ                       | 26,009      | 25,918   | 25,841   | 25,844   | 25,714   | 25,659   | 25,608   | 25,631   | 25,520   | 25,480 |       |
|                         |                                 | 粗大ごみ                       | 932         | 929      | 926      | 927      | 923      | 921      | 919      | 921      | 917      | 915    |       |
|                         |                                 | 不燃ごみ                       | 1,165       | 1,170    | 1,173    | 1,180    | 1,180    | 1,182    | 1,185    | 1,190    | 1,189    | 1,191  |       |
|                         |                                 | 廃乾電池                       | 38          | 38       | 38       | 38       | 38       | 38       | 37       | 37       | 37       | 37     |       |
|                         |                                 | 合 計                        | 28,144      | 28,055   | 27,978   | 27,989   | 27,855   | 27,800   | 27,749   | 27,779   | 27,663   | 27,623 |       |
|                         | リ<br>サ<br>イ<br>ク<br>ル<br>資<br>源 | 市<br>回<br>収                | ビン          | 1,275    | 1,268    | 1,261    | 1,257    | 1,248    | 1,243    | 1,238    | 1,237    | 1,230  | 1,226 |
|                         |                                 |                            | カン          | 371      | 363      | 357      | 357      | 346      | 342      | 338      | 336      | 332    | 329   |
|                         |                                 |                            | ペットボトル      | 520      | 522      | 523      | 525      | 525      | 526      | 527      | 530      | 529    | 529   |
|                         |                                 |                            | 資源プラスチック    | 1,205    | 1,215    | 1,222    | 1,231    | 1,232    | 1,237    | 1,242    | 1,249    | 1,250  | 1,254 |
|                         |                                 |                            | 紙ハック(小・中学校) | 9        | 8        | 8        | 8        | 8        | 7        | 7        | 7        | 7      | 7     |
|                         |                                 | 小 計                        | 3,380       | 3,376    | 3,371    | 3,378    | 3,359    | 3,355    | 3,352    | 3,359    | 3,348    | 3,345  |       |
|                         |                                 | 集<br>団<br>資<br>源<br>回<br>収 | 新聞          | 2,889    | 2,783    | 2,791    | 2,790    | 2,750    | 2,716    | 2,684    | 2,659    | 2,641  | 2,612 |
|                         |                                 |                            | 雑誌          | 2,336    | 2,294    | 2,364    | 2,406    | 2,406    | 2,408    | 2,408    | 2,412    | 2,418  | 2,413 |
|                         |                                 |                            | 段ボール        | 1,529    | 1,515    | 1,604    | 1,671    | 1,688    | 1,710    | 1,723    | 1,738    | 1,761  | 1,767 |
|                         |                                 |                            | 布類          | 459      | 454      | 447      | 445      | 440      | 436      | 432      | 431      | 426    | 423   |
|                         | 紙ハック                            |                            | 44          | 44       | 45       | 45       | 46       | 47       | 47       | 47       | 48       | 48     |       |
|                         | カン                              | 174                        | 179         | 183      | 188      | 191      | 194      | 197      | 201      | 203      | 206      |        |       |
|                         | 小 計                             | 7,431                      | 7,269       | 7,434    | 7,545    | 7,521    | 7,511    | 7,491    | 7,488    | 7,497    | 7,469    |        |       |
|                         | 合 計                             | 10,811                     | 10,645      | 10,805   | 10,923   | 10,880   | 10,866   | 10,843   | 10,847   | 10,845   | 10,814   |        |       |
|                         | 総 計                             | 38,955                     | 38,700      | 38,783   | 38,912   | 38,735   | 38,666   | 38,592   | 38,626   | 38,508   | 38,437   |        |       |
| 市民1人1日当たり(g)<br>(家庭系のみ) |                                 | 661                        | 653         | 651      | 648      | 646      | 644      | 642      | 640      | 639      | 637      |        |       |
| 事<br>業<br>系             | ご<br>み                          | 可燃ごみ                       | 8,767       | 8,796    | 8,768    | 8,822    | 8,795    | 8,790    | 8,786    | 8,806    | 8,718    | 8,714  |       |
|                         |                                 | 不燃ごみ                       | 9           | 9        | 9        | 9        | 9        | 9        | 9        | 9        | 9        | 9      |       |
|                         |                                 | 合 計                        | 8,776       | 8,805    | 8,777    | 8,831    | 8,804    | 8,799    | 8,795    | 8,815    | 8,727    | 8,723  |       |
|                         | リ<br>サ<br>イ<br>ク<br>ル<br>源      | ビン                         | 18          | 19       | 20       | 21       | 21       | 22       | 22       | 23       | 23       | 23     |       |
|                         |                                 | カン                         | 8           | 7        | 7        | 7        | 6        | 6        | 6        | 5        | 5        | 5      |       |
|                         |                                 | ペットボトル                     | 2           | 2        | 2        | 2        | 2        | 2        | 2        | 1        | 1        | 1      |       |
|                         | 合 計                             | 28                         | 28          | 29       | 30       | 29       | 30       | 30       | 29       | 29       | 29       |        |       |
| 総 計                     | 8,804                           | 8,833                      | 8,806       | 8,861    | 8,833    | 8,829    | 8,825    | 8,844    | 8,756    | 8,752    |          |        |       |
| 総 合 計                   | 47,759                          | 47,533                     | 47,589      | 47,773   | 47,568   | 47,495   | 47,417   | 47,470   | 47,264   | 47,189   |          |        |       |
| 市民1人1日当たり(g)<br>(事業系のみ) |                                 | 149                        | 149         | 148      | 148      | 147      | 147      | 147      | 147      | 145      | 145      |        |       |
| 市民1人1日当たり(g)<br>(総 計)   |                                 | 810                        | 802         | 799      | 796      | 793      | 791      | 789      | 787      | 784      | 782      |        |       |
| 廃食用油 (リットル)             |                                 | 5,280                      | 5,255       | 5,233    | 5,214    | 5,197    | 5,182    | 5,168    | 5,156    | 5,144    | 5,133    |        |       |

※ 平成27年度及び平成31年度はうるう年のため、366日で計算



減量化後の将来のごみ排出量を見ると、家庭系については、ごみ排出抑制対策を講じていく中で、平成22年度実績と平成33年度予測を比較すると、家庭系可燃ごみ（2.3%減）・集団資源回収（0.5%減）は減少を見込んでいます。

一方、家庭系リサイクル資源の市回収は増加（0.7%増）を見込んでおり、特に資源プラスチックは大幅増（10.4%増）を見込んでいます。

事業系については、本来経済情勢に大きく左右されるものですが、今後大規模小売店舗等の進出及び事業系ごみの適正な処理に関する意識の向上により、ごみ集積所への排出の減少等が考えられることから、平成22年度実績8,747トンに対し、平成33年度予測は8,752トン（0.1%増）を見込んでいます。

そのうち、事業系リサイクル資源は、平成22年度実績24トンに対し、平成33年度予測は29トンと20.8%の増加を見込んでいます。

表5 減量化後の将来の資源化率

(単位:t)

| 年 度                             |              | 平成<br>24      | 平成<br>25      | 平成<br>26      | 平成<br>27      | 平成<br>28      | 平成<br>29      | 平成<br>30      | 平成<br>31      | 平成<br>32      | 平成<br>33      |
|---------------------------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| ご<br>み                          | 可燃ごみ         | 34,776        | 34,714        | 34,609        | 34,666        | 34,509        | 34,449        | 34,394        | 34,437        | 34,238        | 34,194        |
|                                 | 不燃ごみ         | 1,174         | 1,179         | 1,182         | 1,189         | 1,189         | 1,191         | 1,194         | 1,199         | 1,198         | 1,200         |
|                                 | 粗大ごみ         | 932           | 929           | 926           | 927           | 923           | 921           | 919           | 921           | 917           | 915           |
|                                 | 廃乾電池         | 38            | 38            | 38            | 38            | 38            | 38            | 37            | 37            | 37            | 37            |
|                                 | <b>小計(A)</b> | <b>36,920</b> | <b>36,860</b> | <b>36,755</b> | <b>36,820</b> | <b>36,659</b> | <b>36,599</b> | <b>36,544</b> | <b>36,594</b> | <b>36,390</b> | <b>36,346</b> |
| リ<br>資<br>サ<br>イ<br>ク<br>ル<br>源 | ビン           | 1,293         | 1,287         | 1,281         | 1,278         | 1,269         | 1,265         | 1,260         | 1,260         | 1,253         | 1,249         |
|                                 | カン           | 553           | 549           | 547           | 552           | 543           | 542           | 541           | 542           | 540           | 540           |
|                                 | ペットボトル       | 522           | 524           | 525           | 527           | 527           | 528           | 529           | 531           | 530           | 530           |
|                                 | 資源プラスチック     | 1,205         | 1,215         | 1,222         | 1,231         | 1,232         | 1,237         | 1,242         | 1,249         | 1,250         | 1,254         |
|                                 | 紙・布類         | 7,266         | 7,098         | 7,259         | 7,365         | 7,338         | 7,324         | 7,301         | 7,294         | 7,301         | 7,270         |
|                                 | <b>小計(B)</b> | <b>10,839</b> | <b>10,673</b> | <b>10,834</b> | <b>10,953</b> | <b>10,909</b> | <b>10,896</b> | <b>10,873</b> | <b>10,876</b> | <b>10,874</b> | <b>10,843</b> |
| <b>合計(C)</b>                    |              | <b>47,759</b> | <b>47,533</b> | <b>47,589</b> | <b>47,773</b> | <b>47,568</b> | <b>47,495</b> | <b>47,417</b> | <b>47,470</b> | <b>47,264</b> | <b>47,189</b> |
| <b>資源化率<br/>B/C×100(%)</b>      |              | <b>22.7</b>   | <b>22.5</b>   | <b>22.8</b>   | <b>22.9</b>   | <b>22.9</b>   | <b>22.9</b>   | <b>22.9</b>   | <b>22.9</b>   | <b>23.0</b>   | <b>23.0</b>   |

(1) 減量化後の将来の家庭系・事業系別ごみ予測排出量の推移

図3 家庭系ごみの予測排出量の推移

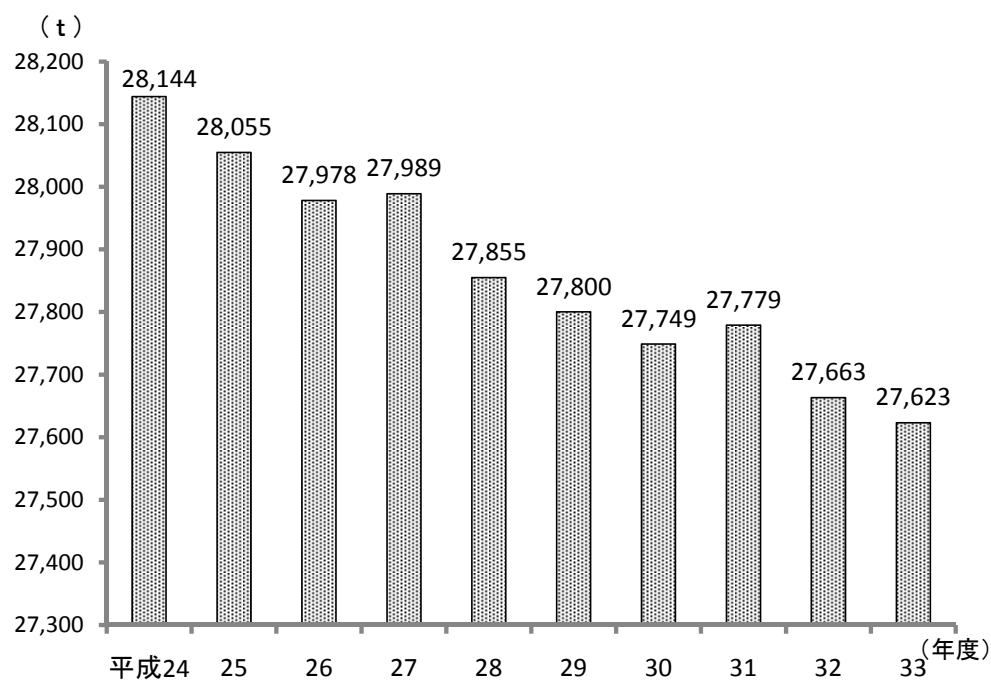
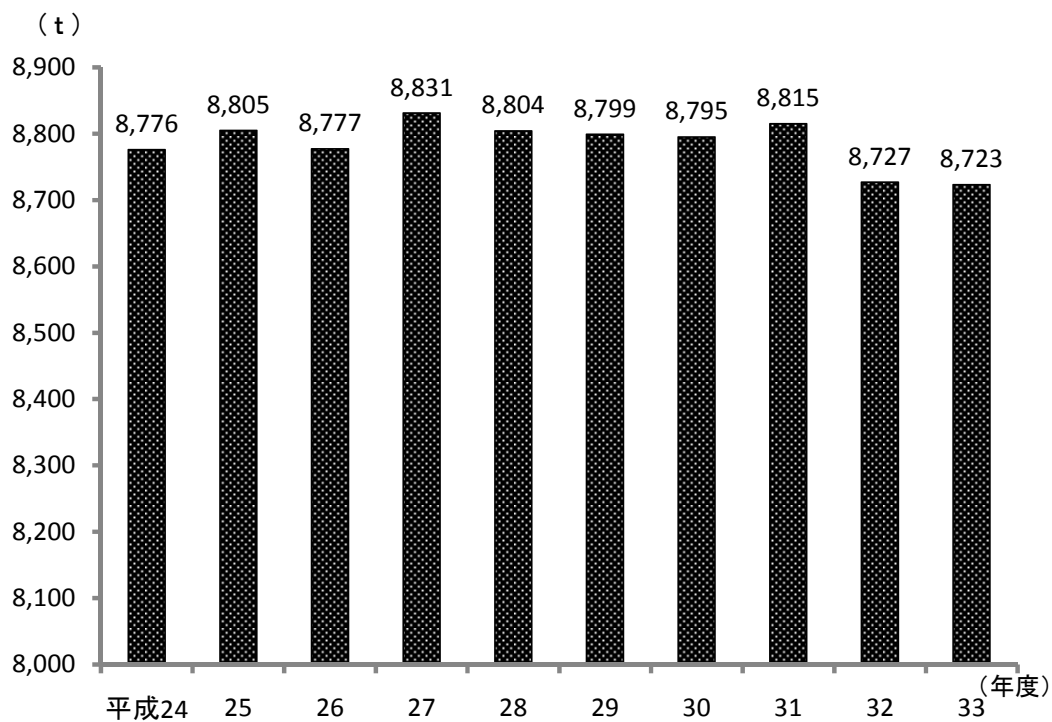


図4 事業系ごみの予測排出量の推移



(2) 減量化後の将来のリサイクル資源予測排出量と資源化率の推移

図5 家庭系リサイクル資源推計排出量の推移

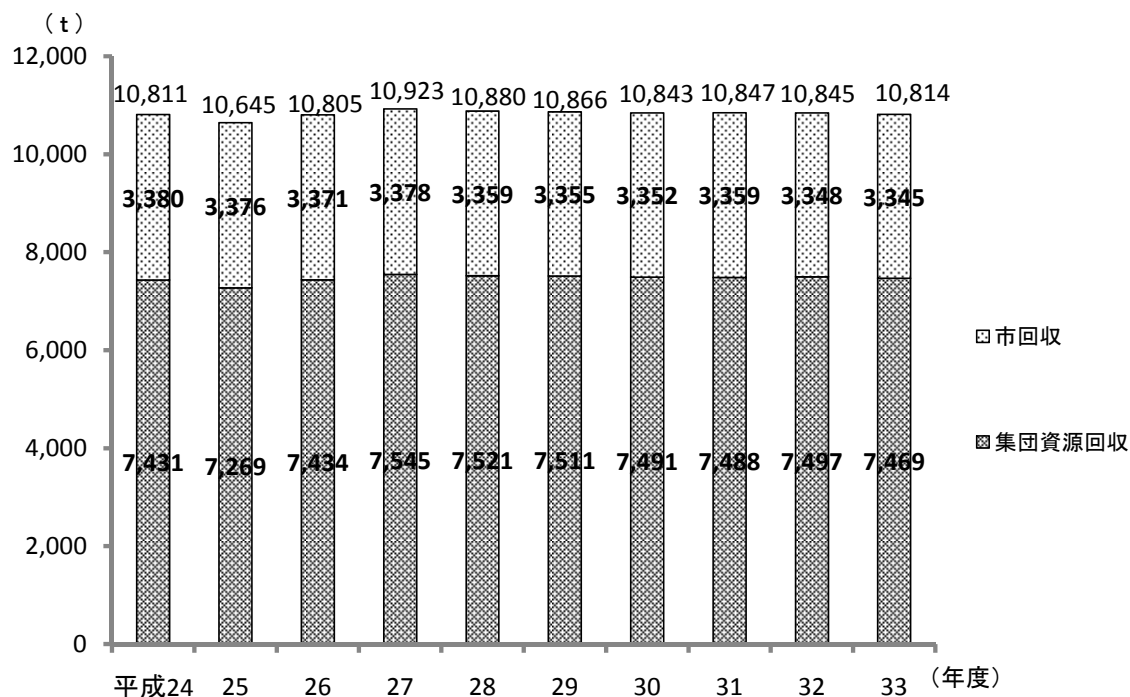


図6 事業系リサイクル資源推計排出量の推移

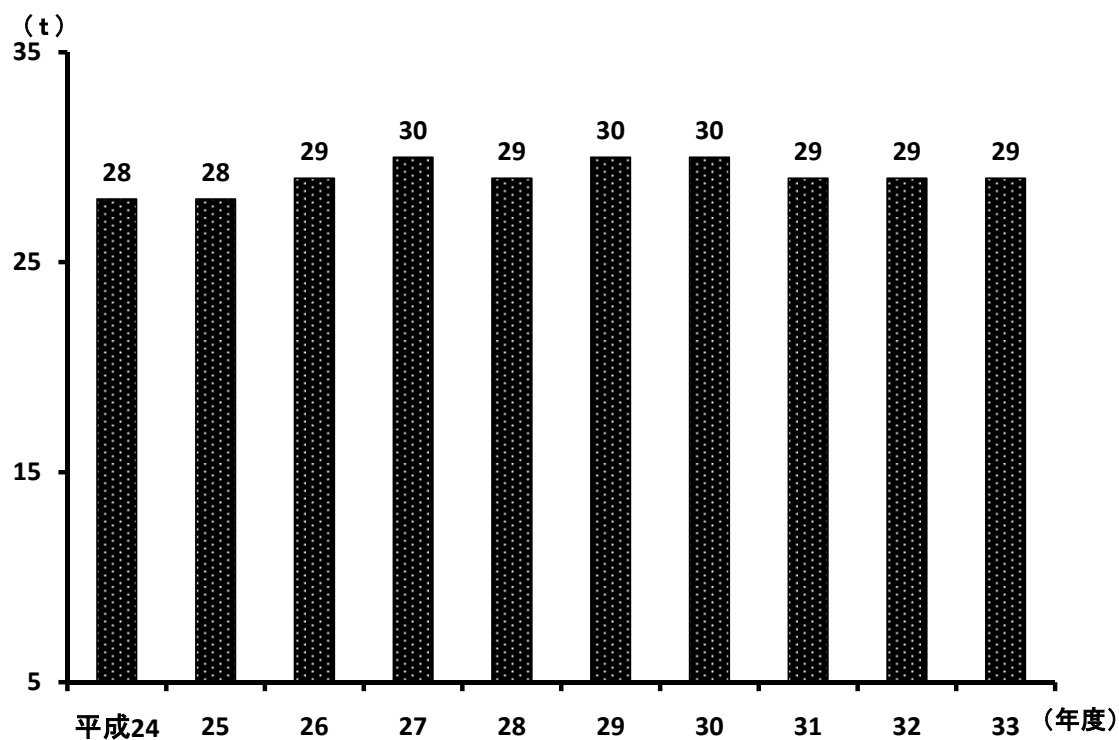
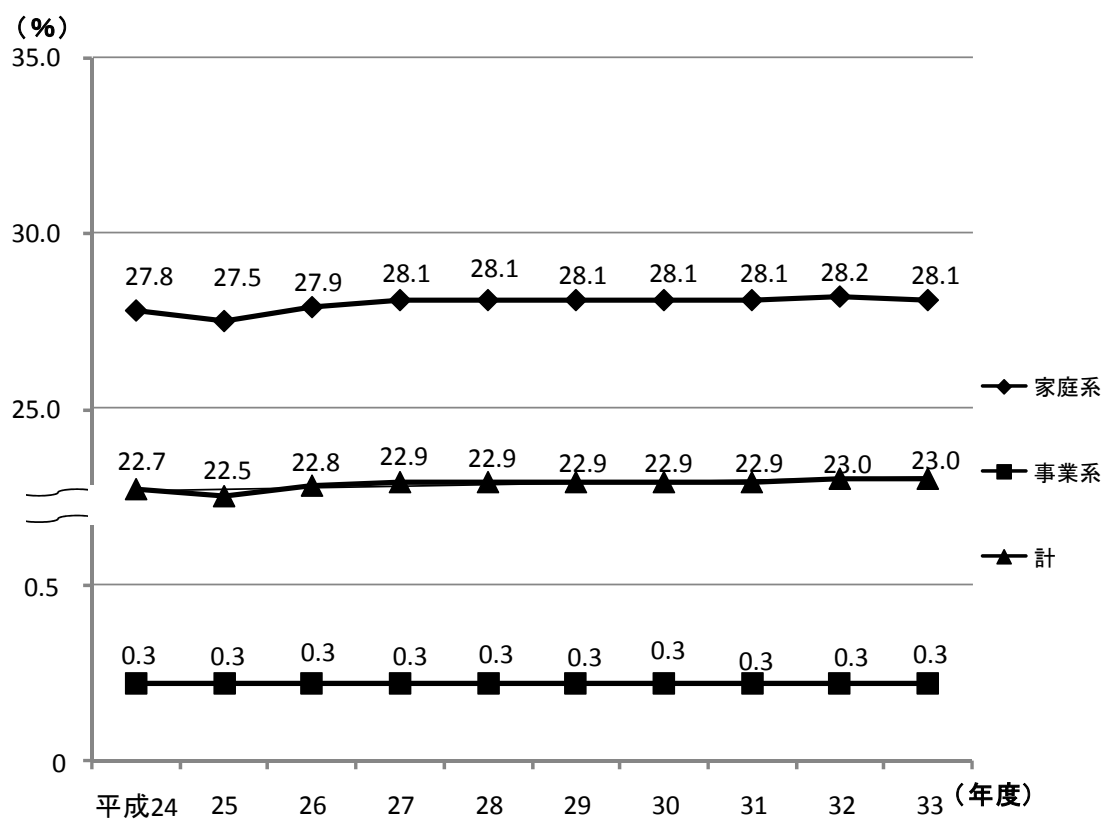


図7 推計資源化率の推移



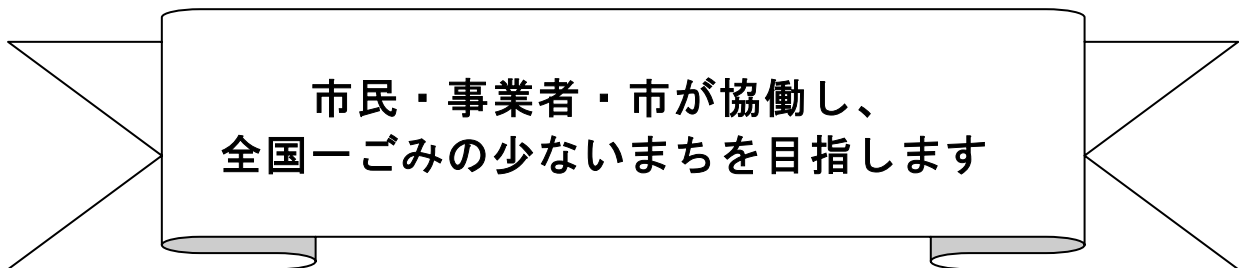
## 第3章 ごみ処理基本計画

このごみ処理基本計画は、第2章において推計したごみ排出量のうち、将来における本市のごみの減量化・再資源化施策を反映した「5 減量化後の将来のごみ排出量」を実現するとともに、更なる適正な排出を推進するために定めるものです。

### 第1節 基本理念

将来のごみ排出量を実現していくためには、市民・事業者・市が一体となり、家庭生活や事業活動等あらゆる場面において、“3R”つまり、「ごみにしない（発生抑制=Reduce<sup>リデュース</sup>）、繰り返し使う（再使用=Reuse<sup>リユース</sup>）、ごみは資源である（再生利用=Recycle<sup>リサイクル</sup>）」ための創意工夫を重ね、努力していく必要があります。

そこで、この計画の基本理念を次のとおりとします。



### 第2節 基本方針

過去5年間の排出状況は、市民・事業者等のリサイクルに対する意識が向上した結果、ごみ排出量は、人口が増加している中で減少傾向が見受けられる状況です。しかしながら、第1節で定めた基本理念の下、更なる循環型社会の構築を目指していかなければなりません。

そこで、基本理念の達成に向けて、次の3つの基本方針を定めます。

方針1 ごみの排出抑制や分別の徹底による減量化の推進

方針2 家庭系・事業系ごみの更なる再資源化の推進

方針3 市民・事業者・市の連帯と協働による『にいざ3Rの輪』の拡大

### 第3節 ごみ減量化目標

#### 1 国・埼玉県の計画目標

国及び埼玉県では、一般廃棄物の減量化目標について、現段階では次のように策定しています。

##### (1) 第2次循環型社会形成推進基本計画（平成20年3月25日閣議決定）

平成37年度頃を目標に、循環型社会形成の中長期的なイメージを形成しており、その進展度を測る指標の一つとして、平成27年度を目標年次とした一般廃棄物の減量化取組目標が設定されています。

ア 「1人1日当たりのごみ排出量（※1）」を、平成12年度比で約10%減とします。

※1 生活系（家庭系）ごみ、事業系ごみ、資源ごみ、集団資源回収等排出される全てのごみを指します。

イ 「1人1日当たり家庭から排出するごみの量（※2）」を、平成12年度比で約20%減とします。

※2 資源ごみ、集団資源回収等を除いた値を指します。

ウ 事業系ごみの「総量（※3）」について、平成12年度比で約20%減とします。

※3 事業系ごみは、事業所数の変動が大きいことや、事業所規模によってごみの排出量に差があることなどから、事業所単位ではなく事業系ごみの総量で考えます。

##### (2) 第7次埼玉県廃棄物処理基本計画（平成23年3月策定）

平成27年度を目標年度とした一般廃棄物の目標値が設定されています。

ア 「1人1日当たりの生活系ごみ排出量」を、平成20年度比で8%減とします。

イ 「事業系ごみ排出量」を、478千トンに削減します。

ウ 「1人1日当たりの最終処分量」を、平成20年度比で16%減とします。

## 2 本市の計画目標

この計画では、「第2編 第2章 ごみ排出量の将来予測」の「第2節 ごみ排出量の予測」の「5 減量化後の将来のごみ排出量」において算出した平成33年度の推計排出量から、次のとおり目標値を定めま

- (1) 「市民1人1日当たりのごみ排出量（総計）」を、平成22年度比で約5%減とします。

| 平成22年度実績値 | 平成33年度目標値 |
|-----------|-----------|
| 821g      | 782g      |

- (2) 「市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」を、平成22年度比で約5%減とします。

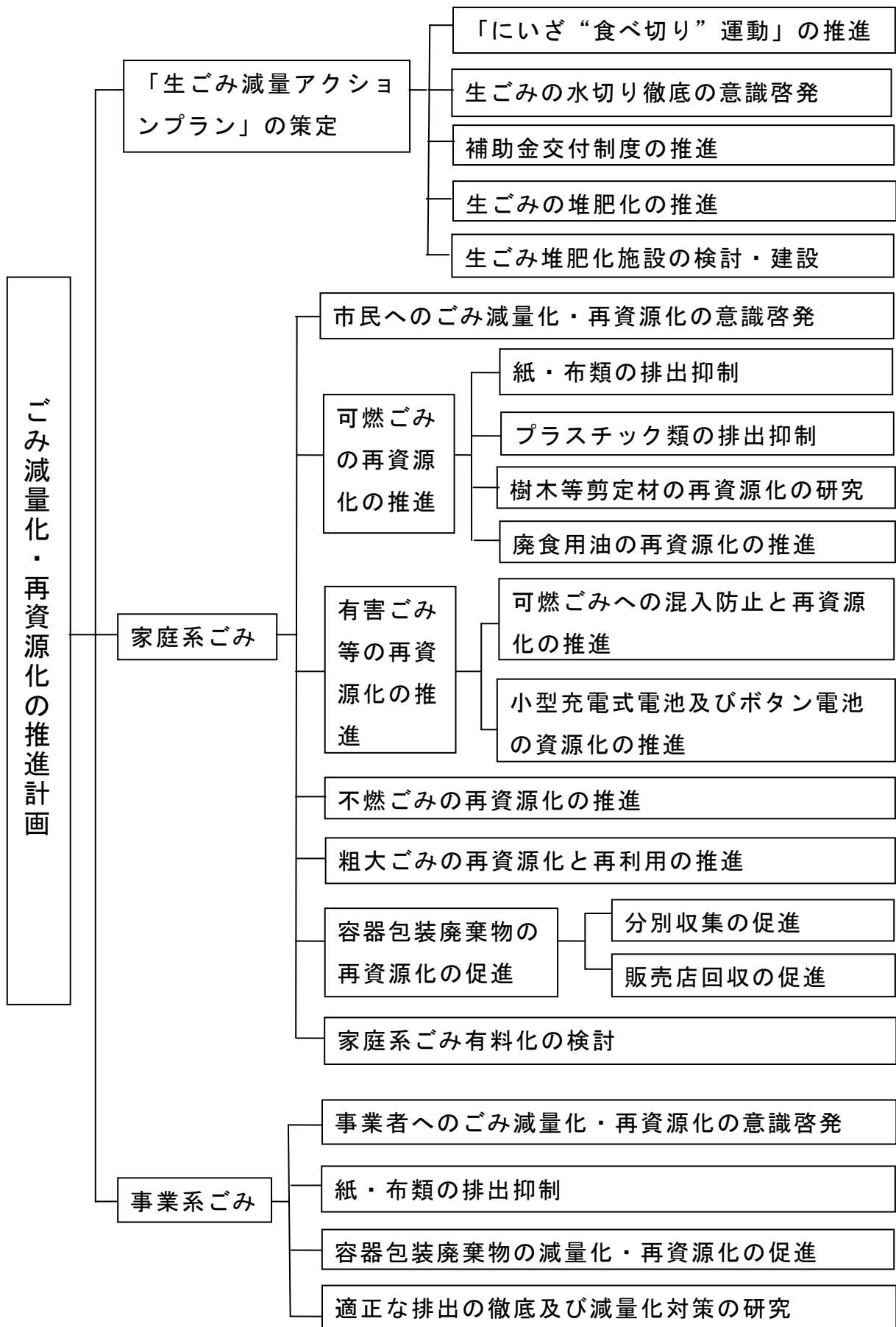
| 平成22年度実績値 | 平成33年度目標値 |
|-----------|-----------|
| 671g      | 637g      |

- (3) 「事業系ごみ排出量」を、平成22年度比で約0.1%の範囲内で増加を抑制します。

| 平成22年度実績値 | 平成33年度目標値 |
|-----------|-----------|
| 8,747t    | 8,752t    |

※ 「第2編 第2章 ごみ排出量の将来予測」において、事業系ごみの排出量が将来増加する予測があることから、減量化等の取組を通してその増加を抑制することを目標に設定しました。

## 第4節 ごみ減量化・再資源化の推進計画





## 1 「生ごみ減量アクションプラン」の策定

今後人口が増加していく中で、ごみの減量化及び再資源化を推進するためには、これまでの施策に加え、新たな取組を推進していく必要があります。

本市で排出される家庭系及び事業系のごみ全体の約7割は、可燃ごみです。この可燃ごみとして排出されているごみのうち、生ごみの減量化・堆肥化を推進することで、更なるごみの減量化・再資源化を図ることが可能と考えられます。

そこで、生ごみの減量化・堆肥化を推進するための施策や、市民・事業者・市のそれぞれの具体的な取組についてまとめた「生ごみ減量アクションプラン」を策定します。

アクションプランの主な内容は、次のとおりです。

### (1) 「にいざ“食べ切り”運動」の推進

生ごみの減量化を図る取組の一つとして、平成22年度から「にいざ“食べ切り”運動」を行っています。この取組では、家庭から出る生ごみを減らすため、日頃から“3ない”生活（買いすぎない・作りすぎない・捨てない）を心掛け、食材の廃棄をできるだけ少なくすることを目指しています。今後も、この取組について広報にいざ等への掲載や啓発活動を行い、周知に努めていきます。

### (2) 生ごみの水切り徹底の意識啓発

生ごみの約70%は水分です。この水分が多く含まれると、生ごみの重量が重くなるため、焼却の効率が悪くなります。さらに、悪臭や腐敗の原因にもつながります。

そこで、市では、生ごみの水分を減らす取組として、広報にいざや市ホームページによる生ごみの水切りの徹底の呼び掛けや、“見直そう・ごみ半減”推進新座市民会議による店頭での水切りネットの配布を行っています。

今後も、この取組を継続するとともに、更なる啓発活動を行っています。

### (3) 補助金制度の推進

生ごみの再資源化を図る取組として、市民の生ごみ処理容器の購入

に対する補助金交付制度を実施しています。この制度を更に推進するため、広報にいざ等への掲載やチラシを作成するなど、制度の利用を呼び掛けていきます。

#### **(4) 生ごみの堆肥化の推進**

家庭から排出される生ごみの堆肥化については、現在行っている市民の生ごみ処理容器の購入に対する補助金交付制度があります。この制度の更なる周知を図るとともに、処理容器を用いない生ごみの堆肥化についての取組や生産した堆肥の利用方法について調査・研究を進めていきます。

また、更なる家庭系の生ごみの堆肥化を進めるために、本市のみが生ごみを新たに分別品目に加える方法もあることから、ごみ集積所の確保や収集・運搬・処理体制等について検討していきます。

一方、事業者から排出される生ごみ（食品残渣）については、本市の一部の事業者が、一般廃棄物処理業許可業者を通じて、食品残渣を堆肥化、肥料化、飼料化等を行っている登録再生利用事業者に処理を委託するなどの食品リサイクルに取り組んでいます。

今後も食品リサイクルの更なる充実を図るため、食品リサイクル法適用事業者も含め、処理事業者・回収事業者・市が協力することにより推進していきます。特に、ごみ排出量が月量4トンを超える「多量排出事業者」に対し、食品リサイクル法の周知や登録再生利用事業者の紹介等を行い、事業系可燃ごみの減量化及び再資源化の促進を図ります。

なお、平成23年4月から、市内小・中学校6校において、学校給食の残渣を登録再生利用事業者においてリサイクルして堆肥化する取組を開始しています。今後は、この堆肥を教育活動に活用しながら、市内全小・中学校での実施を目標とします。また、市内の高校・大学に対しても、堆肥化への取組について推進を呼び掛けていきます。

#### **(5) 生ごみ堆肥化施設の検討・建設**

生ごみの減量化・堆肥化を進めるため、市による生ごみの堆肥化施設を整備することも一つの方法として考えられます。さらに、この施設で生産した堆肥を使って栽培した花や野菜を、生ごみと交換することにより、新たなリサイクルシステムを構築することが可能です。こ

のシステムの運用に当たっては、地域ボランティア等市民との協働を図りながら進めていきます。

また、施設整備には財政的な負担が伴うため、まずは、他の自治体の取組状況について調査・研究を行います。その費用対効果を勘案した上で、農産物直売所や大規模マンション等での拠点回収による堆肥化やモデル地区での試験的導入を行い、堆肥化施設の建設を目指します。

## 2 家庭系ごみ

### (1) 市民へのごみ減量化・再資源化の意識啓発

ごみの減量化・再資源化の推進を考える上では、市民一人一人が日常生活を営む中で「ごみにしない・繰り返し使う・ごみは資源である」ことを意識しながら生活していくことが最も大切です。

そこで、広報にいざや市ホームページを活用し、市のごみの現状やごみの減量化・再資源化の取組など、定期的に情報を発信していくことで、市民への意識啓発に努めていきます。

### (2) 可燃ごみの再資源化の推進

可燃ごみの中には、再資源化が可能な紙・布類及び厨芥類（生ごみ）及びプラスチック類が多く含まれています。これらを再資源化することにより、可燃ごみの減量化を図ることができます。

#### ア 紙・布類の排出抑制

平成22年度末現在、町内会やPTA等を始めとする164団体が集団資源回収事業に登録しており、紙類（新聞・雑誌・段ボール・紙パック）及び布類のリサイクルを行っています。

しかしながら、ごみの性状分析結果によると、可燃ごみには資源物となる紙・布類が49.19%含まれています（平成22年度実績）。そのため、更なる分別の徹底と適正な排出を啓発していく必要があります。

#### イ プラスチック類の排出抑制

プラスチック類については、平成13年11月から、プラスチック製容器包装類とそれ以外のプラスチック類の両方を「資源プラスチック」として分別収集し、再資源化を進めています。

しかしながら、ごみの性状分析結果によると、可燃ごみは資源物

となるビニール・合成樹脂・ゴム類が19.72%含まれています（平成22年度実績）。そのため、資源プラスチックとしての分別排出を更に徹底していきます。

#### **ウ 樹木等剪定材の再資源化の研究**

ごみ集積所に排出された樹木等剪定材の再資源化として、チップ化・堆肥化を行う方法があります。この方法については、需要と供給の動向、収集方法、施設整備の在り方について研究を進めていきます。

#### **エ 廃食用油の再資源化の推進**

家庭から出る廃食用油については、河川の汚濁防止と資源の有効活用を図るために、公共施設、保育園、大規模マンション等市内23か所で拠点回収を行い、回収した廃食用油を使用した「にいざりサイクルせっけん」を製造しています。

今後も、この取組についての周知を行うとともに、市内の公共施設等での販売を通じ、積極的な利用を図っていきます。

### **(3) 有害ごみ等の再資源化の推進**

#### **ア 可燃ごみへの混入防止と再資源化の推進**

可燃ごみへの混入防止と水銀・金属等の資源の回収を目的に、蛍光灯や水銀体温計を有害ごみとして、また、乾電池及び使い捨てライターを専用収集容器によって分別収集をしています。

しかしながら、最終処分場の焼却灰の中に金属等の混入がされないよう、更に分別の徹底を啓発していく必要があります。

なお、使い捨てライターについては、子供のライター使用による火遊びや取扱いを誤ったことが原因と思われる火災が多く発生していることから、不用になった使い捨てライターについて適正処理を啓発していきます。

#### **イ 小型充電式電池及びボタン電池の資源化の推進**

ニッケル、カドニウム等の貴重な資源の回収を目的に、小型充電式電池については販売店等での引取りとともに市内の公共施設での拠点回収の利用を啓発し、ボタン電池については販売店等での引取りを啓発していきます。

#### **(4) 不燃ごみの再資源化の推進**

不燃ごみは、有害ごみである使い捨てライターとともに破砕処理する過程において金属資源を回収しています。

また、平成23年4月からは、プリンタメーカー6社と提携し、「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」として、公共施設等で使用済みインクカートリッジの拠点回収を開始しています。この取組により、使用済みインクカートリッジに含まれる希少金属（レアメタル）の再資源化が可能になりました。

今後についても、このプロジェクトの積極的な利用を呼び掛け、金属資源の再資源化を推進していきます。

#### **(5) 粗大ごみの再資源化と再利用の推進**

予約制によって戸別収集された粗大ごみは、志木地区衛生組合に搬入後、破砕処理する過程において資源となる金属類を回収しています。さらに、平成14年4月からは、富士見環境センター内のリサイクルプラザ利彩館において、再利用できる家具等を修理し、市民向けに販売を行っています。そのため、販売の仕組み等を含めた施設の周知とともに、再利用品の活用を啓発していきます。

家具等の粗大ごみについては、市の再利用あっせん窓口（経済観光部経済振興課）や、“見直そう・ごみ半減”推進新座市民会議主催によるリサイクルマーケット及び市民団体主催によるフリーマーケット（バザー）等の利用を推進し、再利用を呼び掛けていきます。

また、市の立場から粗大ごみの再利用を推進するため、粗大ごみのリユースの取組（中古品流通業者との提携、市のリサイクルショップ開設等）について、国や埼玉県の動向を注視していくとともに、先進市の事例を通じて調査・研究を進めていきます。

#### **(6) 容器包装廃棄物の再資源化の推進**

平成9年4月に完全施行された容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）により、容器包装の再商品化が義務付けられ、市民は分別排出を実施しています。

また、平成19年4月に施行された改正容器包装リサイクル法により、スーパー等でレジ袋を有料化することで包装材の削減に取り組む事業者が増えていますが、容器包装ごみの再資源化を高めるためには、

分別収集を推進していくとともに、市民・事業者・市が一体となって環境意識を向上させ取り組んでいく必要があります。

#### **ア 分別収集の促進**

本市では、既にプラスチック製容器包装類をリサイクル資源（資源プラスチック）として分別収集及び再資源化を行っていますが、いまだに可燃ごみへの混入があることから、更なる分別排出に向けて、広報にいざ・市ホームページ等を活用しながら啓発していきます。

#### **イ 販売店回収の促進**

容器の中で最もリサイクルが進んでいるビール瓶や牛乳瓶は、販売店での回収を更に推進していく必要があることから、市民には広報にいざや出前講座等でリターナブル容器の使用を周知・啓発していきます。

また、本市では、食品トレイや紙パック等の店頭回収やリサイクル商品の販売、あるいは簡易包装などに取り組んでいる事業者を「ごみ減量・再資源化協力店」として認定しています（平成22年度末現在28店舗）。この協力店を市民に周知・啓発し、協力店の利用を呼び掛けていきます。

### **(7) 家庭系ごみ有料化の検討**

ごみの減量化と適正排出の施策の一つとして、家庭ごみの有料化は、ごみの発生・排出抑制に効果的であるといわれています。しかしながら、費用負担等の問題で市民との合意形成が重要であることから、今後の排出量の動向を注視しつつ、その必要性和効果及び戸別収集の可能性を含めた収集・運搬体制の在り方等の課題を、志木地区衛生組合の構成市とともに検討していきます。

## **3 事業系ごみ**

### **(1) 事業者へのごみ減量化・再資源化の意識啓発**

事業系ごみは、排出抑制の意識向上やリサイクル資源の適正な排出、分別の徹底、食品リサイクルの推進等を通じ、より一層の減量化・再資源化を図っていく必要があります。そのため、減量化や再資源化の取組について、リーフレットや市ホームページ等を通じて意識啓発

に努めていきます。

## **(2) 紙・布類の排出抑制**

紙・布類については、可燃ごみとして排出するのではなく、資源としてリサイクルすることで、減量化・再資源化が可能です。そのため、市内事業者に対し、紙・布類のリサイクル促進についての啓発や古紙再生事業者の紹介等の取組を進めていきます。

## **(3) 容器包装廃棄物の減量化・再資源化の促進**

平成9年4月に完全施行された容器包装リサイクル法により、事業者は容器包装の再商品化が義務付けられました。さらに、平成19年4月に施行された改正容器包装リサイクル法により、年間50トン以上包装材を使う企業は、削減努力や国への報告を求められるようになりました。

本市では、食品トレイや紙パック等の店頭回収やリサイクル商品の販売、あるいは簡易包装などに取り組んでいる事業者を「ごみ減量・再資源化協力店」として認定しています（平成22年度末現在28店舗）。本市では、この「ごみ減量・再資源化協力店」の認定数を拡大するため、制度の周知等更なる啓発を図っていきます。

## **(4) 適正な排出の徹底及び減量化対策の研究**

事業系ごみについては、廃棄物処理法第3条により、事業者の責任において処理することが義務付けられています。

しかしながら、家庭ごみとともにごみ集積所に排出している事例も見受けられることから、事業系ごみの適正な排出を指導する等周知を徹底していく必要があります。

なお、ごみの適正な排出の徹底及びごみの減量化については、有料袋や有料シール等によるごみ集積所への排出方法も効果的と考えられますが、ごみ集積所の確保の問題等があることから、今後の研究課題とします。

## 第5節 市民・事業者・市の協力体制に関する目標

家庭生活や事業活動等あらゆる場面において、「ごみにしない、繰り返し使う、ごみは資源である」ことを意識し、ごみの減量化、循環型社会への方向転換を、市民・事業者・市が一体となり地域ぐるみで効率的に進めていくために、それぞれの行動と役割の目標を次のとおり定めます。

|             | 行 動 と 役 割 の 目 標   |
|-------------|---|
| 市<br>民      | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 無駄な物は買わない</li> <li>② 過剰包装の抑制</li> <li>③ 生ごみ減量の推進</li> <li>④ 生ごみの水切りの徹底</li> <li>⑤ 環境やリサイクルに配慮した商品・製品の購入</li> <li>⑥ 自家処理の促進</li> <li>⑦ 集団資源回収事業への積極的な参加</li> <li>⑧ 店頭回収の積極的な利用</li> <li>⑨ 販売店回収の積極的な利用</li> <li>⑩ 故障品・破損品の修理</li> <li>⑪ リサイクルマーケット等への積極的な参加</li> <li>⑫ 分別排出の徹底</li> <li>⑬ ごみ処理のコスト意識</li> </ul> |
| 事<br>業<br>者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 生産段階での改善</li> <li>② 流通段階での改善</li> <li>③ 販売段階での改善</li> <li>④ 店頭回収の促進</li> <li>⑤ 販売店回収の促進</li> <li>⑥ 再生品の積極的な販売</li> <li>⑦ 食品廃棄物の排出規制</li> </ul>   |
| 市           | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 市民への働きかけ</li> <li>② 事業者への働きかけ</li> <li>③ 環境・ごみ教育の促進</li> <li>④ リサイクルマーケットやバザー等のリサイクル情報の提供</li> <li>⑤ 集団資源回収事業活動への支援</li> <li>⑥ 廃食用油再生せっけん製造販売の促進</li> <li>⑦ 生ごみの減量化・堆肥化の推進</li> <li>⑧ “見直そう・ごみ半減”推進新座市民会議の活動の推進</li> <li>⑨ グリーン購入法商品の推進</li> <li>⑩ 国等への働きかけ</li> </ul>   |



## 1 市民の行動

～市民のごみ発生抑制につながるライフスタイルへの転換～

### ① 無駄な物は買わない

市民は、「物」を購入する際には、その商品・製品が不用となったときのことを考え、再資源化が可能かどうかを判断し、適正な数量を購入するようにします。

また、地域や市の再資源化に関する情報や取組を把握するように努めます。

### ② 過剰包装の抑制

市民は、「物」を購入する際に、過剰な包装を断ったり、マイバッグを持参したりすることで包装紙等のごみを減らすように努めます。

また、市民は、消費者の立場から、過剰な包装を実施している事業者に対して簡易包装への転換を要望していきます。

### ③ 生ごみ減量の推進

市民は、家庭から出る生ごみを減らすため、日頃から“3ない”生活（買いすぎない・作りすぎない・捨てない）を心掛けた生活を送ることで、食材の廃棄をできるだけ少なくするようにします。

### ④ 生ごみの水切りの徹底

家庭から排出される生ごみのうち、約70%は水分です。そのため、市民は、生ごみを捨てる際には水切りネットを使用するなどして、生ごみに含まれる水分を減らしてからごみに出すようにします。

### ⑤ 環境やリサイクルに配慮した商品・製品の購入

市民は、生産者等事業者が行う環境に配慮した商品・製品の開発や自主的な取組等に関心を向け、それらの状況を把握するようにします。そして、「物」を購入する際に、環境やリサイクルに配慮した商品や製品を購入することにより再資源化を図ります。

また、市民がリサイクルを推進することにより、事業者の環境問題、ごみ問題への取組を促進し、より環境やリサイクルに配慮した商品・製品の開発を促すことにつながります。

## ⑥ 自家処理の促進

市民は、生ごみ処理容器等を使い、生ごみを堆肥化するなどして、また、それを利用していくことにより、「ごみ」の排出量を減らしていくようにします。

## ⑦ 集団資源回収事業への積極的な参加

市民は、紙類や布類等を排出する際に、町内会・自治会・PTA・各サークル団体等が実施している集団資源回収事業に積極的に参加し、「ごみ」への意識を高めるようにします。

## ⑧ 店頭回収の積極的な利用

市民は、「物」を消費し、排出する際に、トレイ、紙パック等の店頭回収を実施している事業者積極的に協力することにより、ごみの再資源化を図るようになります。

## ⑨ 販売店回収の積極的な利用

市民は、「物」を消費し、排出する際に、ビール瓶、牛乳瓶などのリターナブルビンについては、販売店へ返却することで再資源化を図ります。

また、小型充電式電池やボタン電池の有害ごみについても、販売店への引取りを積極的に活用していきます。

## ⑩ 故障品・破損品の修理

市民は、「物」が故障し、又は破損した場合、まず、修理できるかどうかを考え、できるだけ修理し再度使用するようになります。

## ⑪ リサイクルマーケット等への積極的な参加

市民は、「物」を消費し排出する際に、まだ十分に再使用が可能な粗大ごみや衣類等については、リサイクルマーケットやバザー等の不用品交換の場を積極的に利用することにより、再利用を図るようになります。

## ⑫ 分別排出の徹底

市民は、「物」を消費し、排出する際に、市が行っている分別回収

に協力して排出します。特に、容器包装廃棄物については、容器包装リサイクル法による分別排出を徹底していきます。

### ⑬ ごみ処理のコスト意識

市民は、「物」を購入し、消費し、不用となったものをごみ及び資源として排出していますが、これらを安全かつ衛生的に処理し、再資源化をするためのコスト意識を高めていきます。

## 2 事業者の行動

～事業者のごみ発生抑制につながる事業スタイルへの転換～

### ① 生産段階での改善

事業者は、「物」を生産する段階で、原材料の選択や生産工程を工夫し、ごみの減量化やリサイクルを考慮した製品を作るよう努めます。

### ② 流通段階での改善

事業者は、「物」を流通させるときには、ごみの減量化と再資源化が可能な材質を用いるとともに、簡易な梱包や包装を心掛けるようにします。

### ③ 販売段階での改善

事業者は、「物」を販売する段階において、過剰な包装を自粛するとともに、消費者が包装の可否を選択できるような販売システムを検討し、マイバッグの持参を積極的に呼び掛けていきます。

### ④ 店頭回収の促進

事業者は、身近な資源回収の場として、紙パックやトレイの店頭回収を積極的に実施し、回収品目や回収量の拡大を図っていくように努めるとともに、消費者に対しては啓発を行い、協力を求めています。

### ⑤ 販売店回収の促進

事業者は、リターナブル容器、小型充電式電池やボタン電池の回収を促進し、消費者に啓発していくようにします。

## ⑥ 再生品の積極的な販売

事業者は、リサイクルを推進していくために、再生品を積極的にPRするとともに販売体制を確立するように努めます。

## ⑦ 食品廃棄物の排出抑制

事業者は、一般廃棄物となる食品廃棄物を排出する食品小売業においては売れ残りを減らすなど販売方法を工夫し、外食産業においては食べ残しの削減を図るなど、食品が廃棄物とならないように努めていきます。

また、一般廃棄物処理業許可業者を通じて、食品残渣を堆肥化、肥料化、飼料化等を行っている登録再生利用事業者に処理を委託するなどして、食品リサイクルを図っていきます。

## 3 市の行動

～市の啓発・支援などのごみ発生抑制策の促進～

### ① 市民への働きかけ

市は、市民自らが排出したごみの処理状況やごみ処理に係る経費を理解し、ごみ問題に関心を持ち、エコライフへの転換ができるように、ごみ・リサイクル資源の分別・収集日程表、ごみ減量化・再資源化に関するリーフレット等の配布を行っていきます。

また、ごみ減量化・再資源化に関する情報について、広報にいざや市ホームページ等への定期的な掲載や「ごみ減量・再資源化協力店」の周知、中間処理場・最終処分場の見学会の実施を行っていきます。

### ② 事業者への働きかけ

市は、ごみ減量に関する情報の提供や適正な排出についての指導を行うとともに、多量排出事業者に対しては「事業系一般廃棄物管理責任者」の選任、「減量化・再資源化計画書」の作成・提出などを求め、一層の減量化・再資源化を図っていきます。

また、「ごみ減量・再資源化協力店」制度への積極的な参加を求めています。

### ③ 環境・ごみ教育の促進

市は、小学生・中学生及び各種市民団体を対象に、ごみの組成や処

理方法、埋立状況等のごみ処理についての出前講座等を行い、ごみ問題への関心と理解を深めていきます。

#### ④ リサイクルマーケットやバザー等のリサイクル情報の提供

市は、市民・事業者が行うフリーマーケットやバザー等の情報を広く公開し、再利用の協力を求めています。

#### ⑤ 集団資源回収事業活動への支援

市は、市民団体による集団資源回収活動を促進させるために、集団資源回収事業を引き続き実施し、より一層の資源回収量の増加を図ります。

#### ⑥ 廃食用油再生せっけん製造販売の促進

市は、家庭から出る廃食用油については、公共施設等で拠点回収を行い、回収した廃食用油を使用して「にいざりサイクルせっけん」を製造していますが、この取組についての周知を引き続き行います。

また、その販売経路の拡大や市民・事業者への積極的な利用の啓発を図っていきます。

#### ⑦ 生ごみの減量化・堆肥化の推進

市は、生ごみの減量化・堆肥化を推進するための施策や、市民・事業者・市のそれぞれの具体的な取組についてまとめた「生ごみ減量アクションプラン」を策定します。

家庭系生ごみの減量化については、水切りの徹底の周知とともに、市民の生ごみ処理容器の購入に対する補助金交付制度を引き続き実施し、堆肥の利用方法の調査状況や利用先等を市民に周知していきます。

事業系生ごみの減量化については、食品リサイクル法の周知や登録再生利用事業者の紹介を行い、生ごみの堆肥化によるごみの減量化と資源化を啓発します。

また、生ごみの堆肥化施設の整備については、他の自治体の取組状況について調査・研究を行い、その費用対効果を勘案した上で建設を目指します。

### ⑧ “見直そう・ごみ半減”推進新座市民会議の活動の推進

市は、「ごみは資源である」を合言葉に、市民・各種団体・事業者を構成員として平成2年に設立された“見直そう・ごみ半減”推進新座市民会議を主体に、ごみの減量化と再資源化の促進を図るため、リサイクルマーケット、ごみ処理施設見学会の開催や啓発活動を実施していきます。

### ⑨ グリーン購入法商品の推進

市は、製品やサービスを購入する際に、その必要性を考えるとともに、再生紙を使ったものやエコマークが付いているなどの環境への負荷ができるだけ少ない商品（グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適合した商品）の調達を推進していきます。また、環境物品等に関する適切な情報提供を啓発します。

### ⑩ 国等への働きかけ

市は、生産者等事業者に対する拡大生産者責任の具体化や使用済み製品の引取体制の強化を図っていきます。さらに、デポジット制度の導入等を国や関係機関等に対して積極的に働きかけていきます。

## 第6節 収集・運搬計画

### 1 基本方針

ごみの収集・運搬においては、快適な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るために、効率的な収集体制を確保する必要があります。さらに、中間処理、再資源化に適した収集・運搬の形態を確立しなければなりません。

### 2 収集・運搬の現状

#### (1) 家庭系ごみ

##### ア 収集品目及び収集回数

<収集品目>

5種15分別

<収集回数>

- ◆可燃ごみ 週2回
- ◆不燃ごみ・有害ごみ 2週1回
- ◆リサイクル資源 週1回
- ◆粗大ごみ 随時（予約制）

##### イ 収集方法及び処理料金

- ◆ごみ集積所収集（無料）  
可燃ごみ、不燃ごみ・有害ごみ、リサイクル資源
- ◆集団資源回収事業（無料）  
新聞、雑誌、段ボール、紙パック、布類、アルミ缶（一部未実施）
- ◆戸別収集（有料）  
粗大ごみ（窓口、電話又は電子申請での申込み）

##### ウ 収集容器等

- ◆可燃ごみ 透明・白色半透明袋、防鳥ネット（青色）
- ◆不燃ごみ リサイクル資源のビン・カン用収集容器等
- ◆有害ごみ 乾電池 指定収集容器（赤色）  
使い捨てライター 指定収集容器（灰色）  
蛍光灯、電球、水銀体温計 購入時の紙箱等容器
- ◆リサイクル資源  
ビン 指定収集容器（黄色）

カン 指定収集容器（水色）

ペットボトル 指定収集ネット袋（青色）

資源プラスチック 指定収集ネット袋（緑色）

紙類 新聞、雑誌、段ボール、紙パック（それぞれひもで  
結束）

布類 透明袋（口を縛ること）

◆粗大ごみ

指定場所での収集（原則、一戸建住宅は玄関前、共同住  
宅はごみ集積所へ）

## (2) 事業系ごみ

事業系ごみは、全てのごみの種類について集積所に出すことはで  
きないため、可燃ごみ、不燃ごみ、ビン、カン、ペットボトルにつ  
いては、自己搬入又は収集・運搬許可業者に委託することにより志  
木地区衛生組合において有料の受入れを行っています。

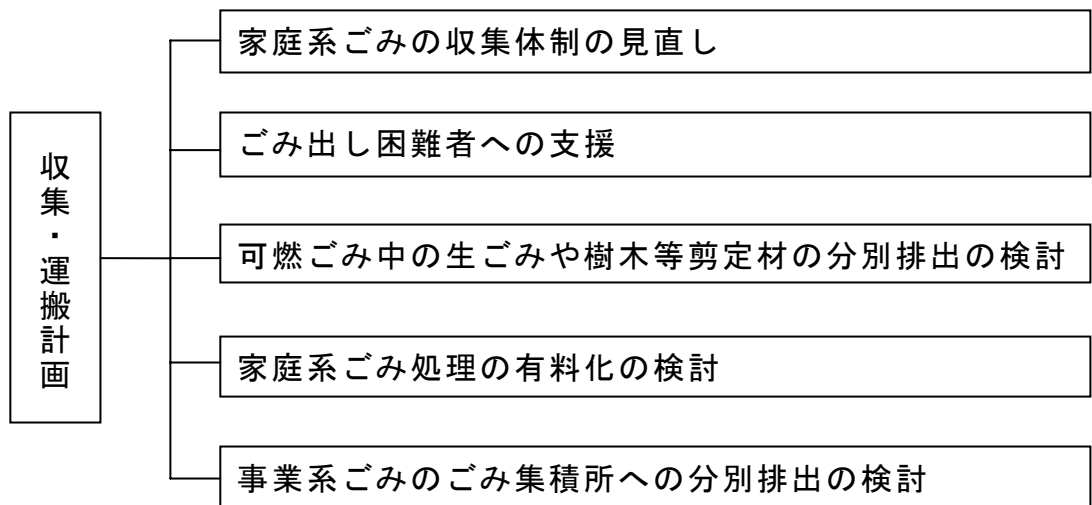
また、その他のごみ（プラスチック類、有害ごみ、粗大ごみに該  
当するもの）については、市の一般廃棄物処理業許可業者に委託し、  
収集・運搬を行っています。

### 志木地区衛生組合における事業系一般廃棄物処理手数料

| 種 別    | 区 分                 | 手数料  |
|--------|---------------------|------|
| 可燃ごみ   | 20 kg以下             | 440円 |
|        | 20 kgを超えるもの20 kgにつき | 440円 |
| 不燃ごみ   |                     |      |
| カン     |                     | 無料   |
| ビン     | 20 kg以下             | 320円 |
|        | 20 kgを超えるもの20 kgにつき | 320円 |
| ペットボトル | 20 kg以下             | 440円 |
|        | 20 kgを超えるもの20 kgにつき | 440円 |



### 3 収集・運搬の将来計画



#### (1) 家庭系ごみの収集体制の見直し

市内には、平成22年度末現在、約5,300か所のごみ集積所があります。当面は、現行の収集・運搬の形態・体制を維持していきますが、人口・世帯数の増加や高齢化に伴うごみ集積所の分離等により、ごみ集積所が更に増加していくと考えられます。増加に伴う排出量、収集時間等の動向を見ながら、収集車両の増車等について検討を行います。

#### (2) ごみ出し困難者への支援

自力でごみ集積所にごみを出すことが出来ない方については、介護ヘルパーや民生委員、更には近所同士の助け合いやつながりの中で、地域ボランティアの方々の協力による対応をお願いしています。また、粗大ごみについては、65歳以上の高齢者や障がいのある人等を対象に、「粗大ごみ運び出し収集」を行っています。

当面は、現行の体制を維持していきますが、今後更なる高齢化が進むことから、福祉部門と連携を図りながら、新たな制度の構築について検討していきます。

#### (3) 可燃ごみ中の生ごみや樹木等剪定材の分別排出の検討

ごみ集積所に排出される家庭系可燃ごみ中の生ごみの堆肥化及び樹木等剪定材のチップ化・堆肥化が導入された場合、生ごみ及び樹

木等剪定材をそれぞれ単独で新たに分別品目に加える必要があります。今後、この制度を導入する際には、収集・運搬・処理体制及びごみ集積所の確保等について検討していきます。

#### **(4) 家庭系ごみ処理の有料化の検討**

家庭系ごみのごみ処理の有料化は、ごみの発生・排出抑制に効果的であると言われていています。しかしながら、有料化の実施については、市民に新たな負担を求めることになるため、十分な議論が必要です。さらに、戸別回収も含め収集・運搬の形態・体制について大幅な変更が生じることが考えられます。そのため、今後の排出量の動向を注視しつつ、家庭系ごみ処理の有料化の必要性と効果及び収集・運搬体制の在り方等の課題を、志木地区衛生組合の構成市とともに検討していきます。

#### **(5) 事業系ごみのごみ集積所への分別排出の検討**

事業系ごみの処理については、有料袋・有料シール等によりごみ集積所へ排出する方法も考えられます。しかしながら、ごみ集積所の確保の問題等があることから、収集・運搬体制の見直しを含め、研究課題とします。

## 第7節 中間処理計画

### 1 基本方針

収集された紙・布類以外のごみの中間処理は、新座市・志木市・富士見市で構成する志木地区衛生組合において行っており、ごみを適正かつ効率的に処理すること、環境に配慮した施設整備に努めること、そして、可能な限りごみの資源化を図ることをその目的としています。

### 2 中間処理の現状

#### (1) ごみ焼却炉

可燃ごみに加え、粗大ごみ処理施設で破砕処理をされた際に発生する可燃物及びプラスチック分別処理施設における不適合物が、ごみ焼却炉に投入され、焼却処理をされています。

焼却処理後発生する焼却灰及び集じん灰については一部資源化と埋立てによる処分を行い、焼却によって生じる余熱については環境センターの給湯等に利用されています。

#### (2) 粗大ごみ処理施設

粗大ごみ及び不燃ごみについては、あらかじめ、再利用できる品目及び金属だけでできているものを選別します。それ以外のものは粗大ごみ処理施設で破砕された後、まず、可燃物、金属等、残渣に分け、次に、可燃物は焼却炉に投入、金属等は資源として回収、残渣は埋立てによる処分を行っています。

#### (3) 有価物回収施設

選別ラインに運ばれたビンは、まず、リターナブルビンを回収し、次に、スプレー缶を磁力選別機により選別した後、無色ビン、茶色ビン、その他の色のビンの順にカレット（ビンを砕いた屑<sup>くず</sup>）として回収します。

なお、リターナブルビンについては再利用、スプレー缶については再資源化、3種類のカレットについては資源化（再商品化）処理がされ、残渣については埋立てによる処分を行っています。

#### **(4) プラスチック分別処理施設**

資源プラスチックは、プラスチック製品全般を収集しているため、容器包装類と容器包装類以外に選別し、それぞれ圧縮梱包の処理をしています。

次に、容器包装類については容器包装リサイクル法による資源化（再商品化）処理を行い、容器包装類以外については民間事業者による資源化処理を行っています。

なお、資源化に適しない不適合物については、可燃物として焼却炉で焼却処理をしています。

#### **(5) リサイクルプラザ利彩館（プラスチック分別処理施設内）**

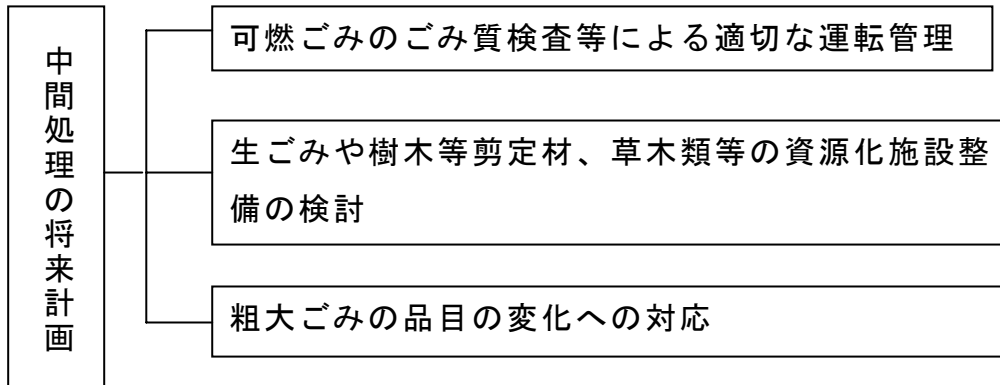
再利用可能な粗大ごみ又は不燃ごみについては、あらかじめ粗大ごみ処理施設からリサイクルプラザへ搬入され、一部手直しをした後、構成市の市民を対象に販売されています。

#### **(6) 保管施設（ストックヤード）の処理**

カン及びペットボトルは、収集後、そのままの状態それぞれの保管施設で保管されます。その後、それぞれ資源として売却し、容器包装リサイクル法による資源化（再商品化）処理を行っています。

また、乾電池、蛍光灯及び体温計については、保管施設で一時保管後、民間事業者へ委託し資源化処理を行っています。

### 3 中間処理の将来計画



#### (1) 可燃ごみのごみ質検査等による適切な運転管理

ごみ性状分析の調査結果によると、本来、リサイクル資源として排出すべき資源物がいまだ可燃ごみの大半を占めています。この混入した紙製容器包装類のリサイクル資源への適正な排出及び資源プラスチックの適正な排出の更なる啓発と指導の実施により、可燃ごみのごみ質の変化と焼却発熱量の低下が予想されます。

このことによる焼却施設への影響は少ないと考えられますが、焼却灰に乾電池等の金属類が混入されているなどの新たな問題があることから、引き続きごみ質検査等の実施による適切な運転管理を行います。

#### (2) 生ごみや樹木等剪定材、草木類等の資源化施設整備の検討

生ごみや草木類等の堆肥化及び樹木等剪定材のチップ化・堆肥化については、今後の状況により新たに分別品目に加えることが考えられますが、大規模な施設整備を伴います。

そのため、まずは、既に資源化を実施している地域での取組状況やリサイクル技術の動向等の情報を収集し、資源化システムや回収方法の在り方、その費用対効果等について調査・研究を行います。その上で、資源化施設整備も含め志木地区衛生組合の構成市と検討を行うこととします。

#### (3) 粗大ごみの品目の変化への対応

粗大ごみについては、家電リサイクル法により、エアコン、ブラウン管テレビ・液晶テレビ・プラズマテレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗

濯機、衣類乾燥機の受入れを行っていません。さらに、資源有効利用促進法により、パソコンメーカー等によるリサイクル体制が確立され、パソコンの受入れも行わなくなりました。

また、平成14年4月に富士見環境センター内にリサイクルプラザ利彩館が開館し、従来は粗大ごみとして収集・運搬され、破碎処理をされていた家具等を修理し、販売しています。今後は、民間のリサイクルショップの増加やフリーマーケット・インターネットオークション等による不用品の再利用が進むと考えられることから、これらの粗大ごみの処理量も減っていくものと思われます。

一方、国においては、小型家電製品等に含まれる希少金属（レアメタル）の有効利用に向け、小型家電リサイクルの検討が進められています。そのため、国の今後の動向を注視していく必要があります。

## 第8節 最終処分計画

### 1 基本方針

本市の埋立対象となる焼却残渣及び不燃残渣は、全て志木地区衛生組合の施設から発生し、当該組合が処理しています。しかしながら、組合構成市の行政区域内に最終処分場を保有していないため、ごみの減量化・資源化の推進により排出される残渣のより一層の低減に努めるとともに、計画的な最終処分先の確保を図る必要があります。

### 2 最終処分の現状

志木地区衛生組合では、埼玉県環境整備センターの広域最終処分場及び民間事業者へ最終処分を委託しています。

なお、最終処分対象物及び処分施設は、次のとおりです。

#### ◆最終処分対象物

| 種 類  |         | 内 容                                       |
|------|---------|---|
| 灰    | 焼却灰     | 廃棄物を焼却した後に残った灰をいい、焼却炉の下にたまり、冷却装置で水に浸したもの  |
|      | 集じん灰    | 廃棄物を焼却したときに発生する排ガス中に含まれている灰で、集じん装置で捕集したもの |
| 不燃残渣 | 粗大・不燃残渣 | 金属やガラスの粉状の細かい破片で、リサイクルが困難なもの              |
|      | ガラス残渣   | 割れたガラスビン等から生じた細かな粉状の破片                    |

#### ◆処分施設

| 種 類  |         | 処 分 施 設                                    |
|------|---------|--|
| 灰    | 焼却灰     | 埼玉県環境整備センター（埼玉県大里郡寄居町）<br>民間事業者（埼玉県大里郡寄居町） |
|      | 集じん灰    | 民間事業者（群馬県吾妻郡草津町）                           |
| 不燃残渣 | 粗大・不燃残渣 | 民間事業者（群馬県吾妻郡草津町）                           |
|      | ガラス残渣   | 民間事業者（群馬県吾妻郡草津町）                           |

### 3 最終処分の将来計画

最終処分量を減少させるためには、集団資源回収の更なる推進及び資源プラスチックの適正な排出並びに家庭系可燃ごみ中の生ごみの堆肥化及び樹木等剪定材のチップ化・堆肥化の導入による焼却施設での残渣の減少が必要であると考えられます。

しかしながら、前者については既に全町内会が集団資源回収に取り組んでいることなどから大幅な減少は望めず、後者については大規模施設建設に伴う財政負担などの問題があることから、当面、現行の処理状況による処分量の推移が予想されます。

また、志木地区衛生組合では、焼却灰及び集じん灰の一部を道路路盤材などへ再資源化する取組を行っています。今後も更に最終処分量の再資源化への取組を実施していくとともに、焼却残渣、粗大・不燃残渣、ガラス残渣の発生抑制に向けて分別排出・適正な排出の徹底を図っていく必要があります。

なお、将来、現有施設の老朽化に伴う施設の改修に当たり、最終処分量の抑制のための灰溶融炉等の処理方式の導入や堆肥化施設の建設については、志木地区衛生組合と構成市との協議による検討が必要です。



## 第 3 編 生活排水処理計画

# 第 1 章 生活排水処理

## 第 1 節 生活排水に係る理念・目標

都市化の進展やライフスタイルの変化に伴い、生活排水の増加による河川の水質汚濁は、下水道整備の普及により水質改善が進んでいますが、快適な水環境を求めていくためには、今後もより一層の水質改善に努めなければなりません。

また、河川の汚濁防止、公共用水質の保全及び生活環境の改善を図るため、公共下水道整備事業と並行し、公共下水道認可区域（※）外の合併処理浄化槽の設置を推進し、市民の生活環境をより良好なものにしていきます。

なお、生活排水処理率は、平成 22 年度末現在で 93.9% となり、市街化区域の区画整理の一部を残しほぼ完了していますが、市街化調整区域については、現在、新座市公共下水道汚水整備 10 か年計画に基づき整備を進めています。

※ 平成 24 年 4 月 1 日、下水道法の改正により「公共下水道認可区域」は「公共下水道事業計画区域」となります。

## 第 2 節 生活排水処理施設整備の基本方針

公共下水道認可区域外においては、朝霞地区一部事務組合（し尿処理事務等を共同処理する、朝霞市・志木市・和光市及び新座市の 4 市で構成する一部事務組合）との連携の下、合併処理浄化槽の設置を促進していきます。

また、公共下水道事業については、昭和 49 年度に事業を着手し、事業許可範囲区域については整備を進めてきた結果、市街化区域内の整備はおおむね完了しています。今後、市街化調整区域を含めた事業区域内の計画的な整備を進めていく必要があります。

## 第2章 生活排水の処理状況

### 第1節 生活排水の処理主体

本市の生活排水の処理主体は、次の表のとおりです。

#### 生活排水処理の主体

| 処 理 主 体                               | 対象となる生活排水の種類 |
|---------------------------------------|--------------|
| 新座市公共下水道                              | し尿及び生活排水     |
| 朝霞地区一部事務組合<br>(朝霞市・志木市・和光市・新座市の4市で設立) | し尿及び浄化槽汚泥    |

### 第2節 全般的な状況

し尿や家庭から排出される生活雑排水の処理形態は、次のとおりです。

#### 1 し尿くみ取槽又は単独処理浄化槽による処理

し尿又は単独処理浄化槽汚泥は、一般廃棄物処理業許可業者による収集・運搬後、朝霞地区一部事務組合において処理されています。

また、生活雑排水は、し尿くみ取槽又は単独処理浄化槽では処理できないため、河川等公共用水域へ放流されています。

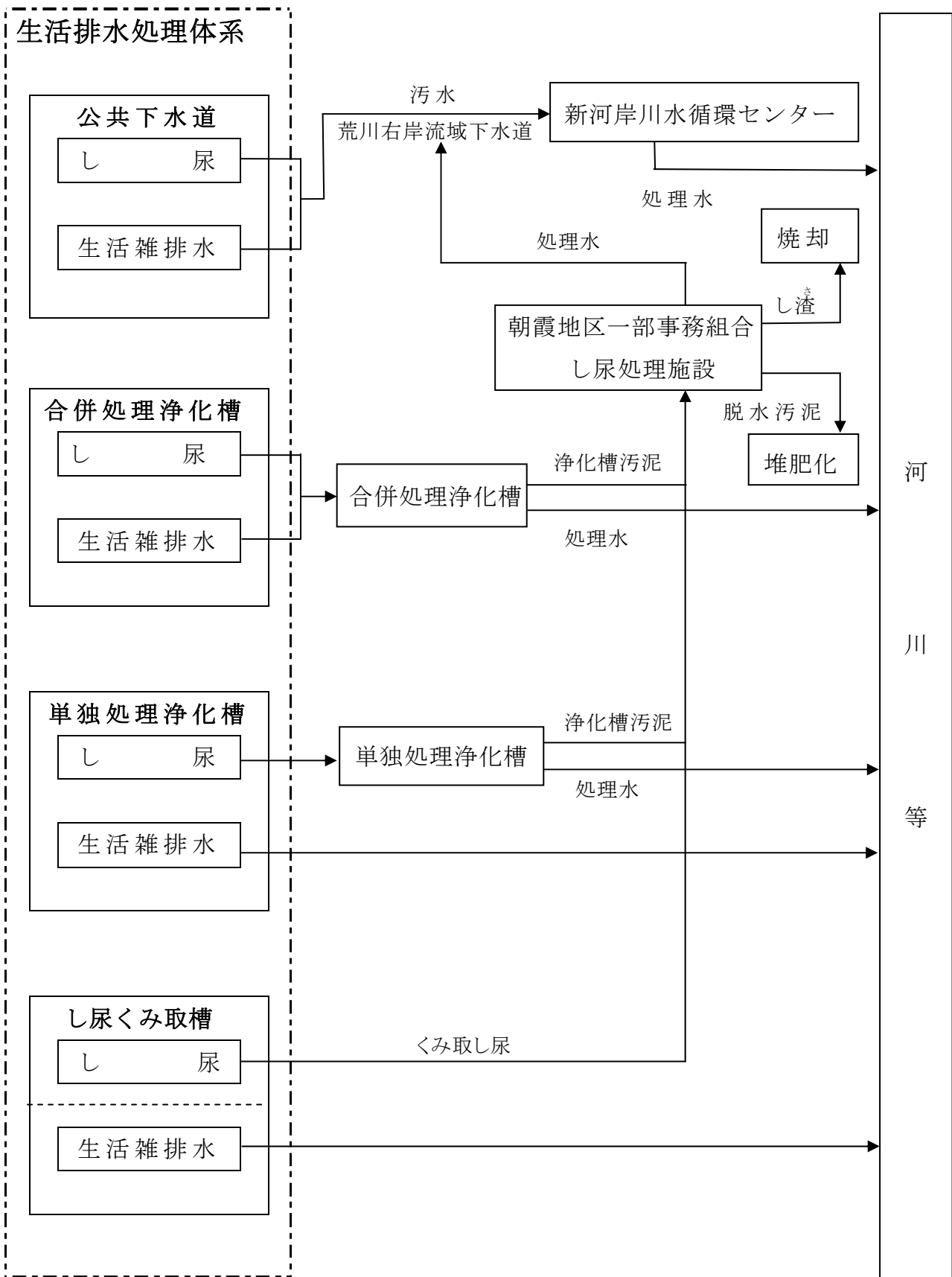
#### 2 合併処理浄化槽による処理

し尿及び生活雑排水ともに、合併処理浄化槽での処理後、処理水については、雑排水管等の施設を通じて河川等へ放流され、汚泥については、一般廃棄物処理業許可業者により収集・運搬された後、朝霞地区一部事務組合のし尿処理施設で処理されています。

#### 3 公共下水道による処理

し尿及び生活雑排水ともに、公共下水道へ排水された後、埼玉県荒川右岸流域下水道新河岸川水循環センターにおいて処理され、その後新河岸川に放流されています。

#### 4 生活排水処理体系



### 第3節 処理形態別人口

非水洗化人口であるし尿くみ取処理人口については、一般廃棄物収集・運搬許可業者の報告書に基づき算出しています。

また、単独処理浄化槽処理人口については、行政人口を基にして、非水洗化人口、合併処理浄化槽処理人口及び公共下水道水洗化人口のそれぞれの数値を使用して算出しています。この結果、本市の生活排水処理形態別人口の推移は、次の表のとおりであり、平成22年度における生活排水処理率は93.9%となっています。

#### 生活排水処理形態別人口の推移

(単位:人)

| 年 度 (平 成)                   | 18年度    | 19年度    | 20年度    | 21年度    | 22年度    |
|-----------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 行政人口 (A)                    | 154,606 | 156,118 | 157,679 | 159,131 | 160,623 |
| 水洗化・生活排水処理人口(B)             | 144,208 | 146,197 | 148,002 | 149,514 | 150,877 |
| 合併処理浄化槽                     | 2,159   | 2,159   | 2,311   | 2,376   | 2,649   |
| 公共下水道(水洗化) (C)              | 142,049 | 144,038 | 145,691 | 147,138 | 148,228 |
| 水洗化・生活雑排水未処理人口<br>(単独処理浄化槽) | 9,895   | 9,493   | 9,293   | 9,266   | 9,432   |
| 非水洗化人口(し尿くみ取処理人口)           | 503     | 428     | 384     | 351     | 314     |
| 処理区域内人口 (D)                 | 144,021 | 146,046 | 147,743 | 149,213 | 150,331 |
| 公共下水道水洗化率 C/D×100(%)        | 98.6    | 98.6    | 98.6    | 98.6    | 98.6    |
| 生活排水処理率 B/A×100(%)          | 93.3    | 93.6    | 93.9    | 94      | 93.9    |

※ 人口は各年度3月末現在

- ※1 行政人口は、住民基本台帳人口と外国人登録人口の合計による実績値
- ※2 処理区域内人口は、公共下水道普及状況の実績値
- ※3 水洗化・生活排水処理人口と公共下水道水洗化率は、水洗化状況の実績値
- ※4 合併処理浄化槽は、生活排水に係る調査の実績値

## 第3章 生活排水処理基本計画

### 第1節 生活排水を処理する区域及び人口

#### 1 生活排水を処理する区域

生活排水を処理する区域は、公共下水道の整備事業と並行して合併処理浄化槽の整備を推進していくため、行政区域全体とします。

#### 2 生活排水を処理する人口

行政区域全域が処理区域であるため、行政人口が生活排水処理する人口となり、「第2編 ごみ処理基本計画」の「第2章 ごみ排出量の将来予測」で推計したごみ処理人口を使用します。

#### 3 将来人口推計の推移

(単位：人)

| 年 度 | 平成24年   | 平成27年   | 平成32年   | 平成33年   |
|-----|---------|---------|---------|---------|
| 人 口 | 161,474 | 164,000 | 165,000 | 165,200 |

※ 各年10月1日現在

資料：第4次新座市基本構想総合振興計画

### 第2節 施設整備計画

埼玉県では、埼玉県生活排水処理施設整備構想により、平成37年度（目標年度）に生活排水処理人口普及率100%とすることを目指し、生活排水処理施設の計画的な整備を進めていく計画があります。

本市においては、この構想に基づき、公共下水道の事業計画について、埼玉県荒川右岸流域関連公共下水道の認可区域1,490haの整備を進め、市街化区域内の污水管整備はほぼ完了しました。

また、市街化調整区域においても生活環境等の改善から早急な整備要望が強いため、平成21年度に40.5haの認可区域の拡大を図り、合わせて1,530haの整備を進めているところです。

### 第3節 処理の目標

行政区域内で発生する生活排水については、公共下水道（水洗化）及び合併処理浄化槽により全て処理することを最終的な目的としています。

本計画においては、埼玉県生活排水処理施設整備構想を基本とし、平成37年度に生活排水処理人口普及率が100%を達成することを目指すことから、平成32年度の生活排水処理率については、99.3%の達成を目標とします。

#### 生活排水処理率の目標

| 年 度            | 現 行<br>(平成22年度) | 中間目標<br>(平成32年度) | 目 標<br>(平成37年度) |
|----------------|-----------------|------------------|-----------------|
| 生活排水処理率<br>(%) | 93.9            | 99.3             | 100             |

※ 目標値は、埼玉県生活排水処理施設整備構想（計画処理人口普及率の推移）によります。

## 第4章 くみ取り尿及び浄化槽汚泥の現状

### 第1節 くみ取り尿及び浄化槽汚泥の処理人口・処理量

朝霞地区一部事務組合の構成4市（朝霞市・志木市・和光市・新座市）全体における平成18年度から平成22年度までの5年間のくみ取り尿及び浄化槽の処理人口、くみ取り尿及び浄化槽汚泥の処理量は、それぞれ次の表のとおりです。

#### 1 朝霞地区一部事務組合構成4市全体のくみ取り尿及び浄化槽汚泥の処理人口

（単位：人）

| 年度（平成）        | 18年度   | 19年度   | 20年度   | 21年度   | 22年度   |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| くみ取り尿<br>処理人口 | 36,318 | 36,966 | 35,203 | 34,885 | 32,758 |
| 浄化槽汚泥<br>処理人口 | 33,920 | 34,772 | 33,290 | 33,131 | 31,186 |

資料：朝霞地区一部事務組合

#### 2 朝霞地区一部事務組合構成4市全体のくみ取り尿及び浄化槽汚泥の処理量

（単位：kℓ）

| 年度（平成）       | 18年度   | 19年度   | 20年度   | 21年度   | 22年度   |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| くみ取り尿<br>処理量 | 3,016  | 2,601  | 2,630  | 2,202  | 2,151  |
| 浄化槽汚泥<br>処理量 | 13,817 | 13,254 | 12,390 | 12,381 | 11,530 |

資料：朝霞地区一部事務組合



## 第2節 くみ取り尿及び浄化槽汚泥の1人1日当たりの排出量

くみ取り尿及び浄化槽汚泥の1人1日当たりの排出量の算出に当たっては、平成18年度から平成22年度までの構成4市全体の処理量の合計及び処理人口の合計を使用し、算出したものです。

### 朝霞地区一部事務組合構成4市全体のくみ取り尿及び浄化槽汚泥の1人1日当たりの排出量

(単位：ℓ/人・日)

| 年度(平成) | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
|--------|------|------|------|------|------|
| くみ取り尿  | 0.22 | 0.19 | 0.20 | 0.17 | 0.17 |
| 浄化槽汚泥  | 1.11 | 1.04 | 1.01 | 1.02 | 1.01 |

※小数点以下2位未満の端数切捨て

## 第3節 収集・運搬計画、中間処理計画、最終処分計画

くみ取り尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬、中間処理、最終処分については、現行どおり朝霞地区一部事務組合において適正に処理してまいります。

なお、し尿処理において発生する残渣処理についても、資源として積極的に堆肥化・再生処理をし、有効に活用してまいります。

## 第5章 住民に対する広報・啓発活動

生活排水処理は、将来的には公共下水道及び合併処理浄化槽により全てを処理することが目標であることから、市民に対して生活排水対策の必要性や重要性を更に周知するため、広報・啓発活動を実施していきます。

なお、生活排水対策の広報・啓発に関する基本的考え方は、次のとおりです。

- 1 生活雑排水の排出抑制対策及び適正処理の必要性の啓発
- 2 し尿、生活雑排水への異物混入防止の呼び掛け
- 3 公共下水道供用開始地区における未接続世帯に対する接続指導の実施
- 4 浄化槽の清掃及び定期的な保守点検・定期検査の実施
- 5 水質汚濁の防止及び節水の推進の呼び掛け

# 資 料

## 1 第2次新座市一般廃棄物処理基本計画の策定経過

### ○ 策定委員会

| 開催年月日       | 内 容  |
|-------------|--|
| 平成23年5月25日  | 委嘱状交付及び第1回策定委員会<br>○ 委員長・副委員長選出<br>○ 第2次計画策定のスケジュール<br>○ 第2次計画の概要及び第1次計画の総括<br>○ 第1編 計画策定に当たって及び第2編 第1章 ごみ処理・リサイクルの現状と課題について審議 |
| 平成23年7月27日  | 第2回策定委員会<br>○ 前回の審議結果を踏まえた修正箇所の報告・審議<br>○ 第2編 第2章 ごみ・資源排出量の将来予測について審議  |
| 平成23年8月29日  | 第3回策定委員会<br>○ 前回の審議結果を踏まえた修正箇所の報告・審議<br>○ 第2編 第3章 ごみ処理基本計画について審議   |
| 平成23年10月28日 | 第4回策定委員会<br>○ 前回の審議結果を踏まえた修正箇所の報告・審議<br>○ 第3編 生活排水処理計画について審議<br>○ 第2次計画（案）の総括  |
| 平成24年2月16日  | 第5回策定委員会<br>○ パブリック・コメント実施結果<br>○ 第2次計画（最終案）のまとめ   |

○ パブリック・コメント等

| 開催年月日                 | 内 容  |
|-----------------------|--|
| 平成23年11月10日           | パブリック・コメント審査会<br>○第2次計画（素案）及び関係資料の審議                       |
| 平成23年12月1日<br>～12月28日 | 第2次計画（素案）に対するパブリック・コメントの実施<br>○ 市民からの意見募集<br>○ 市議会議員への意見照会 |
| 平成24年3月7日             | 庁議<br>○第2次計画（最終案）の審議                                       |

## 2 新座市一般廃棄物処理基本計画策定委員会委員名簿

(委員長◎ 副委員長○) 順不同・敬称略

| 区 分                     | 氏 名    | 職 業・役職等                    |
|-------------------------|--------|----------------------------|
| 学識経験者                   | ◎宮崎 正浩 | 跡見学園女子大学マネジメント学部教授・環境審議会委員 |
|                         | ○田中 茂  | 十文字学園女子大学人間生活学部教授          |
|                         | 飯田 啓子  | 環境審議会委員・商工会まちづくり委員会委員      |
| “見直そう・ごみ半減”<br>推進新座市民会議 | 田中 桂子  | 市民代表                       |
|                         | 長谷川 栄  | 市民代表                       |
|                         | 榎本 幸子  | 市民代表                       |
|                         | 柏葉 操   | 新座市くらしの会                   |
|                         | 早坂 寿々江 | 新座市商工会                     |
| 行 政                     | 菊池 直見津 | 志木地区衛生組合                   |
|                         | 菅野 登久雄 | 朝霞地区一部事務組合                 |

### 3 新座市一般廃棄物処理基本計画策定委員会設置要綱

(平成23年3月25日市長決裁)

(設置)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第1項の規定に基づき、新座市一般廃棄物処理基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するため、新座市一般廃棄物処理基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 基本計画に関し調査及び検討を行うこと。
- (2) 基本計画の素案策定に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) “見直そう・ごみ半減”推進新座市民会議の委員
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する事務が終了するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集し、その議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、分科会を設けることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民環境部リサイクル推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

## 用語解説

### 【あ行】

#### 朝霞地区一部事務組合

一部事務組合は、地方公共団体の事務の一部を他の地方公共団体と共同処理するための組合をいう。新座市は、朝霞市、志木市、和光市と朝霞地区一部事務組合を組織し、し尿の処理、障がい者支援施設の管理・運営、常備消防等について共同処理している。

#### 荒川右岸流域下水道

埼玉県の大域下水道で、県の南西部の新河岸川流域を中心とする、首都圏40km圏内の地域が処理する区域。昭和46年に川越市、所沢市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市（旧上福岡市及び旧大井町が合併）及び三芳町を処理区域として事業着手し、その後、昭和50年には川島町、昭和60年には吉見町を編入し、現在は10市3町を処理区域としている。

#### 一般廃棄物

廃棄物処理法では「産業廃棄物以外の廃棄物」と定義されている。ごみは、家庭から排出される家庭系ごみ（家庭系一般廃棄物）と、産業廃棄物を除いた商店、事務所、工場などから排出される事業系ごみ（事業系一般廃棄物）に分けられる。

#### 一般廃棄物処理業許可業者

一般廃棄物の収集又は運搬を業として行い、この業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けた業者をいう。

#### 一般廃棄物処理計画

廃棄物処理法では、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、市町村に策定が義務付けられており、「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」から成る計画をいう。

#### 一般廃棄物処理実施計画

一般廃棄物処理計画を推進するため、ごみの排出量の見込み、収集運搬から処理・処分、再資源化の方法等を年度ごとに定めた計画をいう。

#### インクカートリッジ里帰りプロジェクト

プリンタメーカー6社が使用済みインクカートリッジを共同回収し、再資源化を行う取組のことをいう。本市では、このプリンタメ



一カー6社と協定を締結し、平成23年4月から、公共施設等12か所に回収箱を設置している。

## 【か行】

### 合併処理浄化槽

し尿や生活雑排水を微生物の働きなどを利用して浄化し、きれいな水にして放流するための浄化槽をいう。公共下水道などが整備されていない地域でトイレを水洗化するときその設置が義務付けられている。

### 家庭系ごみ

家庭の日常生活に伴って排出される廃棄物をいう。

### 家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）

一般家庭や事務所から排出された家電製品（エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶・プラズマ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するために制定された法律である。

### 環境基本法

「公害対策基本法」と「自然環境保全法」を合わせて発展させた法律で、環境に関する施策の基本的な方法を示す規定で構成している。廃棄物の増大や地球温暖化、オゾン層の破壊等といった環境問題に対処し、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めることを目的としている。

### 拠点回収

集積所や市役所、公民館などを拠点として回収する方式をいう。

### グリーン購入

製品、サービスを購入する際、必要性を十分考慮しできる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入することをいう。

### 減量化

焼却等の処理により発生するごみの容積や重量を減らすことをいう。

### 公共下水道

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの及び流域下水道に接続するものであり、汚水を排除すべき排水施設の相当部分

が暗渠<sup>あんきよ</sup>である構造のものをいう。

### 小型家電リサイクル

使用済みの小型家電（ゲーム機、CDプレーヤー等）を集め、希少な金属資源を回収するリサイクル制度をいう。

### 小型充電式電池

充電して繰り返し使える電池をいう。デジタルカメラや携帯電話、ノートパソコン等に使用されている。主な材料として、ニッケル・コバルト・カドミウム等希少な資源が含まれている。

### ごみ減量・再資源化協力店

環境に配慮した商品の仕入れや買物袋持参の奨励等ごみの減量や環境に配慮した販売活動に取り組み、新座市ごみ減量・再資源化協力店制度実施要領により認定を受けた市内の商店や店舗等のこと。

### ごみ集積所

ごみ収集車による回収が指定されている家庭ごみを出す場所をいう。

### コンポスト容器

動植物質の有機質物を堆積し、微生物の働きで発酵させ、腐熟させて肥料を作る容器をいう。

### 【さ行】

#### 再資源化

不要になったものやごみとして排出されたものを分別等により資源としてリサイクルすることをいう。ごみの破砕や焼却等の処理を経由してリサイクルされるものも含まれる。

### 最終処分場

一般廃棄物及び産業廃棄物を埋立処分をする場所及びその施設、設備をいう。最終処分場には、安定型（有機物や有機物が付着していない廃プラスチック類、金属くず、ガラスくずや陶磁器くず等を埋め立てる処分場）、管理型（埋立物による地下水等の汚染を防止するために遮水構造を有している処分場）及び遮断型（埋立基準以上の有害物を含む廃棄物を埋め立てるために、周囲と隔離するため強固なコンクリート構造物で作られ、雨水流水防止のため屋根等の覆いが設けられている処分場）の三つがある。

### 在宅医療廃棄物

自宅で使用して排出される注射器、点滴バック等の医療廃棄物の

ことで、各自治体によって取扱いは様々である。本市では、注射針等鋭利なものや感染性を有する医療廃棄物は危険を回避するため医療機関（薬局）へ返却し、感染性を有さないものは可燃ごみとして排出することとしている。

### **埼玉県生活排水処理施設整備構想**

埼玉県生活環境保全条例第16条第1項において、「知事は、市町村と連携して、公共用水域の水質に対する汚濁の負荷を低減するために必要な生活排水の処理施設の整備に関する広域的な計画を定め、その整備の促進に努めるものとする。」と定めている。本構想は、この規定に基づき、市町村が廃棄物処理法に基づき策定した生活排水処理に関する計画書等の取りまとめを行い、広域的な計画として埼玉県が策定したものである。

なお、本構想は、県や市町村が生活排水処理施設の整備を進める上での指針となるものである。

### **3 R (サンアール)**

循環型社会形成推進基本法で定められている循環型社会の形成における基本原則であるリデュース (Reduce) : 発生抑制、リユース (Reuse) : 再使用、リサイクル (Recycle) : 再生利用の三つの頭文字を取ったものである。

### **産業廃棄物**

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物のことをいう。

### **市街化区域**

都市計画区域のうち、既に市街化を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいう。

### **市街化調整区域**

都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域をいう。宅地造成などの開発は、原則として制限される。

### **志木地区衛生組合**

富士見市、志木市及び新座市の3市が共同で一般廃棄物の処理を行うために設立した一部事務組合である。富士見市環境センターと新座市環境センターの2施設を運営しており、ごみ焼却や粗大ごみ破碎、有価物の回収等を行っている。

## 事業系ごみ

事業活動に伴って生じる廃棄物で、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分けられる。

## 資源化率（リサイクル率）

ごみの総排出量のうち、資源としてリサイクルされる量の割合をいう。

## 資源ごみ

資源ごみとしてリサイクル可能なごみで、紙類、布、カン、ペットボトル、プラスチック類等が挙げられる。

## 資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）

循環型社会を形成していくために必要な3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組を総合的に推進するための法律である。この法律では、10業種・69品目を指定し、製品の製造段階における3R対策、設計段階における3Rの配慮、分別回収のための識別表示、事業者による自主回収・リサイクルシステムの構築等が規定されている。

## し渣

し尿、浄化槽汚泥をし尿処理場で処理した後に残る汚泥以外のものをいう。

## 自然共生社会

人間と地球に生きる全ての生物が共に暮らすことができ、将来にわたって自然からの豊かな恵みを受け続けることができる社会をいう。

## 集じん灰

ごみの焼却処理によって生じる灰分の一部が燃焼ガス中に飛散し、排ガス処理装置（バグフィルター等の集じん装置）で捕集されたものをいう。

## 集団資源回収事業

ごみの減量化及び再資源化を推進するため、家庭の日常生活から排出される新聞・雑誌等の紙類や布類等を、町内会や子ども会、PTA等市に登録した地域の団体がそれぞれ分別して排出し、市の指定協力事業者がこれを回収する事業をいう。

## 循環型社会

廃棄物等の発生を抑制し、発生した廃棄物のうち有用なものを循

環資源として利用し適正な廃棄物の処理をすることで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減した社会のことをいう。

### **循環型社会形成推進基本計画**

循環型社会形成推進基本法の規定に基づき、①循環型社会の形成に関する施策についての基本的な方針、②循環型社会の形成に関し、政府が統合的かつ計画的に講じるべき施策、③その他循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めたものである。

### **循環型社会形成推進基本法**

循環型社会を構築するに当たり、国民・事業者・市町村・政府の役割が規定された法律で、廃棄物処理やリサイクルを総合的かつ計画的に推進するための基本方針を定めている。

### **焼却灰**

ごみの焼却処理によって生じる灰分や不燃物のことをいう。

### **食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）**

食品製造工程から出る材料くずや食品残渣などのリサイクルを進めるため、生産者や販売者などに食品廃棄物の減量・リサイクルを義務付けた法律である。

### **新河岸川水循環センター**

荒川右岸流域下水道で埼玉県和光市に所在する下水処理施設をいう。

### **生活雑排水**

家庭からの排水のうち、台所や洗濯、浴室等から排出される汚水のことをいう。

### **せん 剪定材**

切断された植木や庭木等の樹木の一部をいう。

## **【た行】**

### **第7次埼玉県廃棄物処理基本計画**

平成23年度から平成27年度までを期間とし、環境への負荷の少ない循環型社会の構築に向け、廃棄物を取り巻く諸情勢の変化や新たな課題への対応を図ることを目的として埼玉県が策定した計画をいう。

## 第4次新座市基本構想総合振興計画

基本構想総合振興計画とは、市が策定する計画の中で最上位に位置する市政運営の基本的指針となるものをいう。第4次新座市基本構想総合振興計画は、平成23年度から平成32年度までを計画期間とする計画であり、市民と市との連帯と協働による取組を基本として、新しい新座市の実現を目指して策定したものである。

### 脱水汚泥

し尿、浄化槽汚泥をし尿処理場で処理した後に残る水分の少ない汚泥。

### 単独処理浄化槽

し尿だけを処理する浄化槽をいう。生活雑排水（風呂、台所等からの汚水）は未処理のまま放流されている。平成12年の浄化槽法の改正により、単独処理浄化槽は浄化槽の定義から削除された。

### 中間処理

収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破碎、選別などにより、できるだけごみの堆積と重量を減らし、最終処分場に埋立て後も環境に悪影響を与えないように処理することをいう。さらに、鉄やアルミ、ガラスなど再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もある。

### 低炭素社会

二酸化炭素の排出を大幅に削減する社会をいう。

### デポジット制度

商品等の販売時に、その価格に一定金額の預り金（デポジット）を上乗せして販売し、製品や容器が使用後に返却された時に預り金を返却することにより、製品や容器の回収を促進する制度をいう。

### 出前講座（新座市元気の出るまちづくり出前講座）

市民の生涯学習意欲に応えるとともに、市政の理解を深め、市民と行政とが一体となって元気の出るまちづくりを推進することを目的として開講している講座をいう。市職員等が講師となり、行政の仕事の説明や職員等が持つ専門知識を提供している。

### 【な行】

#### 生ごみ処理機

生ごみから有機肥料を生成する機器のことで、主に温風によって乾燥処理する方式と微生物によって分解処理する方式がある。

## **新座市環境基本計画**

環境基本法の基本理念により、新座市環境基本条例に基づき、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定したものである。現在の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会から持続可能な社会への転換を図るため、市民、事業者及び市の3者の連帯と協働により、自然と人と調和した環境にやさしいまちづくりに取り組むことを基本とする計画である。

## **新座市環境基本条例**

環境の保全、回復および創出について、基本となる理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として定められた条例である。

## **新座市公共下水道整備10か年計画**

平成23年度から平成32年度までを計画期間とし、第4次新座市基本構想総合振興計画に併せ、下水道事業を計画的かつ効果的に推進していくことを目的として策定した計画をいう。

### **【は行】**

#### **廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）**

廃棄物の定義や責務、処理業や処理施設の基準等を定めた法律である。廃棄物の排出を抑制し、適正な処理（分別、収集、運搬、再生、処分等）を行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としている。

#### **廃食用油**

天ぷら油等の使用済みの食用油のことをいう。家庭から出るこの油を生活排水に流すと水質汚濁のおそれがあることから、自治体によっては資源として回収し飼料や石けん等に利用する取組が行われている。

#### **不燃残渣**

ごみの中間処理等で残ったカスで、志木地区衛生組合の焼却処理施設で焼却できないものをいう。

#### **不法投棄**

廃棄物を法律で定める方法に従って適切に取り扱わず、山林などに投棄する行為をいう。

## 分別収集計画

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の規定に基づき、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を明確にするとともに、関係者が一体となって取り組むべきリサイクルの具体的方法を策定したものをいう。

## ボタン電池

ボタン 鈕のような形状をした電池のことをいう。形状によって、マメ電池やコイン電池ともいう。腕時計や補聴器、カメラ等様々な機器に使われている。

### 【ま行】

#### マイバッグ（エコバッグ）

お店などで買物をする際に、レジ袋をもらわずに自分で持っていく買物袋のことをいう。

#### “見直そう・ごみ半減” 推進新座市民会議

「ごみは資源である」を合言葉に、ごみ減量及び再資源化を図るための運動を推進することを目的として、市長を会長として設置された会議のことをいう。委員は、市民及び各種団体並びに市内事業者で構成され、現在30名が活動している。

### 【や行】

#### 容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）

容器包装廃棄物のリサイクル制度を構築することにより、一般廃棄物の減量と資源の有効利用の確保を図ることを目的として、平成7年6月に制定された法律である。

### 【ら行】

#### リサイクル（再生利用）

廃棄物を原材料として再利用することをいう。効率的な再生利用のためには、同じ材料の物を大量に集める必要があり、特に自動車や家電製品といった多数の部品から成る複雑な製品では、材質の均一化や材質表示などの工夫が求められている。

#### リサイクルプラザ利彩館

志木地区衛生組合の富士見環境センター敷地内にあり、プラスチック分別処理施設とリサイクル工房、展示スペース・情報コーナー等を併設した施設である。展示スペースでは、市民から粗大ごみとして回収した家具等を一部修理し、再生家具として構成市の市民等



に販売を行っている。

### **リターナブル容器**

ビール瓶や一升瓶等繰り返し使える容器のことをいう。使用済みの容器を販売店を通じて回収し、飲料メーカー等が洗浄して再び商品として販売している。

### **リデュース（発生抑制）**

ごみの発生を押さえることで、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の中で最優先される。事業者には、製品の設計から販売に至る全ての段階での取組が、消費者にはライフスタイル全般に渡る取組が求められている。

### **リユース（再使用）**

一旦使用された製品や部品、容器等を繰り返し使うことをいう。

### **レアメタル**

非鉄金属のうち、流通量が非常に少ない希少な金属を指す。主に、ニッケル、コバルト、チタン等があり、僅かではあるが携帯電話やインクカートリッジ、小型充電式電池等に含まれている。